

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

C00LS	
H	P

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成17年 6月27日（月）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時06分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	大竹委員長、秋山副委員長、上野・山田・小前・菊地・横田・ 佐々木（勝） 各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほかに関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、上野委員、横田委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業住民訴訟について」

○（総務）企画政策室木村主幹

小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業等に関する住民訴訟について、報告いたします。

本裁判は、小樽築港駅周辺地区土地地区画整理事業及び同関連事業に関し、公金の支出は違法との理由から提訴されていたものであり、札幌地方裁判所での請求棄却及び札幌高等裁判所での控訴棄却を経て、平成15年4月3日に上告人兼上告受理申立人の市民22名が、小樽市長及び新谷昌明氏を被上告人兼相手方として最高裁判所へ上告された住民訴訟であります。

本年5月16日、最高裁判所第一小法廷におきまして本件上告を棄却する、本件を上告審として受理しない、上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人らの負担とするとの判決がなされました。これにより、平成8年12月20日からの一連の裁判が終結しましたので、報告いたします。

なお、小樽市が直接の当事者ではありませんが、小樽築港駅周辺地区に関する訴訟としまして、平成15年4月7日提訴の控訴審、築港駅駅舎無償譲渡住民訴訟が、本年7月19日に札幌高等裁判所より判決がなされる予定であります。

○委員長

「小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針について」

○（総務）中田主幹

このほど小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針を策定いたしましたので、その概要を報告いたします。資料をごらんください。

本指針は、公の施設の指定管理者制度の運用に関しての基本的な考え方や全般的な事務手続等について定めたものであります。

1. 指定管理者制度についてと 2. 指定管理者制度の目的は、制度導入の経過と目的を明示したものでございます。

3. 今後の対応では、現在、管理委託している施設とその他の市直営の公の施設への指定管理者制度導入の考え方を示したものです。

4. 指定手続は指定管理者の選定方法を定めたものです。選定は公募を原則としていますが、条例において公募によらず任意に選定することができるものとして、そこに記載の 1、申請をする法人等がない場合など 4 項目を規定しております。本指針では（3）の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、公募によることが適当でないと認める場合の適用事例を定めました。その適用事例の内容は次のページに記載しておりますので、2 ページをごらんください。

まず、適用事例としてア、施設の管理に専門的な、又は高度な技術等が求められ、その技術を有する団体等が客観的に特定される場合。イ、施設の性格、機能等により、特定の団体を指定することが施設の管理・運営に資すると認められる次の場合とし、そのイの具体的な内容といたしまして、①地域協働、②市民団体、事業関連団体との連携や育成、③施設設置の経過、事業内容、事業の継続性から効果的な管理が期待できるとされている場合は、公募によらず任意による選定を行うものとしたものです。また、ウ、P F I の活用の場合も適用事例としております。

5は選考委員会についての内容でございます。

6. 指定の期間は原則3年とし、公募によらず指定期間の経過後、引き続き指定管理者となる場合及び公募によらず現受託団体が新たに指定管理者となる場合は5年と定めたものでございます。

7. 利用料金制度では会計事務の効率化、指定管理者による経営努力へのインセンティブ、市が指定管理者に支出する管理費用の軽減等の観点も考慮し、利用料金制度の導入もあわせて検討するものとしております。

3ページに移ります。8. 管理費用について、9. 公募に当たっての留意事項では、(1)周知の方法や(2)申請者の条件、資格等の内容を示してございます。

4ページに移ります。10. 協定書は協定書に盛り込む内容を示してございます。

11. 管理実施後の留意事項では、事業報告と効果等の検証についての実績をまとめたものでございます。

5ページ以降は参考資料といたしまして、従来の管理委託、業務委託との比較と公募の場合の指定管理者の指定手続の流れを添付してございます。

○委員長

「財政再建推進プランの進ちょく状況について」

○(財政)笠原主幹

それでは、財政再建推進プラン実施計画の進ちょく状況について、報告いたします。お手元に配布いたしました資料に基づきまして説明いたします。

初めに、これまでの経過についてでありますけれども、財政再建推進プラン、これは本年3月7日に財政健全化緊急対策会議において決定されたものであります。その後3月17日には、第1回定例会総務常任委員会においてこの概要を説明したところであります。

本年4月1日には、これまで財政の健全化を目的として取組を進めておりました財政健全化緊急対策会議、これに対しまして財政の再建を目的とした財政再建推進本部会議を設置したところであります。4月以降6月上旬まで、財政再建推進本部会議の下に総務部、財政部の課長職等で構成しましたワーキンググループを設置しまして、実施計画策定に当たって、各項目ごとの基本的な考え方などについて検討を進めてまいりました。6月13日には財政再建推進本部と行政改革推進本部合同会議を開催いたしまして、本市の財政再建推進プランと国が求めています集中改革プランの策定を一体のものと位置づけること、並びに各項目ごとの実施計画策定に当たっての基本的な考え方をそれぞれ決定し、具体的な取組について検討するよう、庁内各部局に対し指示を出しました。実施計画策定に当たっての考え方につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、今後の予定であります。6月13日の推進本部会議の指示に基づきまして、2月までの間、庁内各部局におきまして取組項目の検討を行い、その論点整理を行った後、実施計画の原案の策定作業に入る予定であります。引き続き、10月から11月には財政再建推進本部会議で実施計画策定の詰めを行い、取りまとめを議会に示させていただきたいと考えております。なお、この間、広報おたるでは実施計画策定に向けた進ちょく状況、論点の整理状況など検討結果を市民の皆様にお知らせしたいと考えております。

次に、実施計画策定に当たっての考え方について説明いたしますので、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

この資料の構成ですけれども、さきに配付しております財政再建推進プランに固めております取組項目の四つの柱、今見ていただいている資料では白抜きになっているところが柱の部分でございますが、その柱に沿いましてそれぞれの項目ごとに具体的な見直しの考え方を示したものであります。

各項目ごとにゴシック体で示してございますが、初めに一つ目の柱、I. 行財政システムの改革。1. 組織・機構の改革と市民協働の推進。その下に(1)組織・機構のスリム化・効率化で、この項目では検討業務について効率化を図るため、組織の統合の可能性など見直しを行い、全庁的な調整を行って具体化すること。(2)官民の役

割分担の見直しでは、事業や施設について市が実施する必要性、事業効果などを検証し、民間移管の可能性や事業の休・廃止を含め検討すること、また「第三セクター」についても所期の目的が達成されたものについては出資金の引上げなど、こういうことを含め検討すること。

次に、2. 内部努力の徹底です。(1) 人件費等の抑制では、退職者不補充を基本とした上で、今後の退職者の動向を踏まえた定員管理計画の策定や人件費全般にわたる見直しによる総額の抑制を図ること。(2) 事務事業の見直しでは、収支試算に当たり各部から事業費を集約しておりますけれども、提出された事業費にとらわれることなく見直しを行うこととし、その結果を組織・機構の見直しに反映すること。(3) 経費の節減では、燃料、光熱水費など省エネルギーの推進のほか、業務委託など従前の手法の見直しにより経費の節減を図ること。(4) 新たな歳入の確保では新たな財源について検討し、具体化することを指示しております。

次のページをごらんいただきたいと思います。3. 事業の厳選等という項目。ここでは(1) 事業評価システムの確立、それと(2) 事業の選択・厳選、こういう項目を掲げておりますけれども、事業の選択に当たって財政効果など十分検証した上での事業化を求めています。

次に4. 特別会計・企業会計の収支改善。この項目では一般会計に依存せずにそれぞれの会計においても見直しを行い、収支改善を図ること。また、企業会計については集中改革プランの策定を行うようということで指示しております。

二つ目の柱、II. 公平で適正な負担のあり方。ここでは、1. 行政サービスの範囲と負担の見直し、2. 収納率の向上、3. 減免制度の見直し、この3項目がございますが、これら共通いたしまして、これまでの慣例にとらわれることなく適正な公費負担のあり方について見直しを行うことと、公平な負担の観点から収納率の向上を図ることを指示しております。

三つ目の柱、III. 資産、ストックの有効活用。この項目では、1. 公共施設の統廃合や有効活用、2. 遊休等資産の有効活用、3. 基金の活用、この3項目がございますが、公共施設についてその設置の必要性、運営方法についてその時々を踏まえ、さまざまな角度から検討することと、遊休等資産についても貸付けや売却などを検討するよう指示しております。

次のページになります。四つ目の柱、IV. 国、道など関係機関への要請では、1. 地方税財政の安定化のための要請、2. 地方の自主・自立を促す制度改正の要請、3. 一部事務組合等の負担軽減の要請、この3項目につきましてそれぞれの項目ごとに関係機関などと連携し、要請することのほか、一部事務組合等につきましては、本市の財政負担の軽減をあらゆる機会を通じて要請するということを指示しております。

五つ目の柱、V. その他ということで設けておりますけれども、初めにも申し上げましたが、財政再建推進プランの実施計画では、国が求めています集中改革プランとしても位置づけをしておりますので、プランの四つの柱のほかに行政改革の独自項目、これを整理・統合しております。その関係で新たにここに柱の一つ設けてございます。中身といたしましては、1. 人材の育成と多様な人材の確保、2. 公正の確保と透明性の向上、3. 行政サービスの向上、この3項目を掲げて設けまして、新たに一つの柱としております。1. 人材育成と多様な人材の確保では今後の人材育成手法など、2. 公正の確保と透明性の向上では市民への情報提供や事務や業務のチェック機能の充実など、3. 行政サービスの向上では市民の立場に立ち行政サービスの向上を図る観点から、ITを活用したサービスの充実やサービスセンターなど窓口業務の充実など検討するよう指示しております。

○委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第8号について」

○（消防）村岡主幹

議案第8号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきまして、説明いたします。

小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を提出いたしましたのは、国の非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、非常勤消防団員の傷害補償等に係る手指及び目の傷害の等級などについて改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

○委員長

「議案第20号について」

○（教育）上杉主幹

議案第20号小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

総合体育館の管理を指定管理者に行わせるとともに所要の改正を行うものでございます。主な改正点は、第2条に指定管理者による管理、第2条の2に指定期間を5年以内とすること、第2条の3に指定管理者が行う業務内容について、第2条の4に開館時間及び休館日を明記したものでございます。

○委員長

「議案第26号について」

○（教育）総務管理課長

議案第26号後志教育研修センター組合規約の変更について、説明申し上げます。

後志教育研修センター組合規約において、組合長は倶知安町長、助役及び収入役についてはそれぞれ倶知安町の助役及び収入役を充てることと規定しております。倶知安町は平成15年3月24日から収入役を置かず、助役にその事務を兼掌していることから、後志教育研修センター組合の収入役についても収入役を置かないことができるように改正するとともに、助役及び収入役について、研修センター組合を構成する関係市町村の助役及び収入役の中から、組合長が組合の議会の同意を得て選任できるように変更するものであります。

○委員長

「議案第27号について」

○菊地委員

議案第27号小樽市非核港湾条例案について、本会議で詳しく述べていますので、簡単に提案趣旨を説明します。

戦後60年の今年も各地で平和の大切さを訴える取組ということで新聞報道がされていきました。例えば北見市では平和の図書館を12年間、小中学校に送っていただいている。旭川市では平和都市宣言図画コンクールに300人近い小中学生の応募があるということです。函館市では市電の車体に平和を訴える横断幕を掲げる無料電車「平和号」を15年前から継続して運行しています。

小樽市で憲法9条改悪反対の集会を1,300人の規模で成功をおさめたということは、本会議でも紹介したとおりです。その集会の成功を呼びかけた文には、小樽市の商業港に核兵器搭載可能な軍艦の入港を許さない、小樽市の商業都市としての発展を願うという一文がありました。戦後60年の節目の年に核兵器廃絶平和都市宣言の小樽市がその宣言の名にふさわしく条例をつくり、平和を後世に残していくという、その意味をぜひ今議会の場で皆さんに認めていただきたいと思います。思いまして提案させていただきます。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○菊地委員

◎財政再建推進プランについて

財政再建推進プランについて、何点か聞きたいと思います。

進ちょく状況ということで、今、報告があったのですが、考え方としたら従来から述べられているところなのですが、それを一步踏み込んだ形での報告かというふうに思います。ただし、今、それが各課・各部でいろいろ討議されて、その後職員からさまざまな意見が上がってくるのだろうというふうに思うのですが、例えば一つ一つちょっと私がこれは考え方を読んでどうなのだろうかということで、詳しく答えていただけるのかどうかはわかりませんが、疑問に思ったことについて何点か質問したいと思います。

例えば 1 ページにあります官民の役割分担の見直しのところなのですが、第三セクターについては所期の目的を達成したものについては出資金の引上げなどを含め検討することとありますが、具体的にはこういうことで所期の目的を達成したというふうに評価できるのは、どんなものが考えられるのでしょうか。

○（財政）笠原主幹

第三セクターについて所期の目的を達成したものというようなお話ですので、いろいろ第三セクターへの出資に当たって、市としてどういふかわり方をしていくべきかというような議論の上で、出資されている部分が多いと思います。現在、市の財政状況を考えますと、実際に出資した部分、果たして本当にそこを今後ともやっていく必要があるのかどうか、そういうような部分を踏まえて検討していかなければならないという、そういう意味合いで出資の引上げなども含めて検討するという事で各部に対して指示をしている、そういう状況です。

○菊地委員

では、具体的には今後上がってくるかもしれないし、もしかしたら上がってこないかもしれないということですよ。

それでは、新たな歳入の確保ということで、既存の収入確保はもとより新たな財源について幅広く検証し、具体的な歳入確保策を検討することというふうにあります。こういうふうになると、例えば広告料とかも、その他新たな収入確保ということで検討された結果として上がってきていると思うのですが、この後、市税収入以外に新たな収入確保というものはどういうものが考えられるのかということについても、今時点でわかることがありますしたら知らせてください。

○（財政）笠原主幹

新たな歳入ということですが、今お話がありましたとおり、今年度から、広告料収入の確保もホームページの中でも実際にもう既に何か所かちょうだいしております。また、今後、体育施設とか、そういう部分での広告料収入の確保に向けた努力はしていくということで現在考えておりますけれども、それ以外の歳入ということになりますと、法的には地方税法なんかで、いわゆる法定外税というものを設けること自体は可能になっております。確かに以前の検討した結果はやはり非常に難しい部分はあるかとは思いますが、改めてもう一度そういう部分もぜひ検討して運用ができるかどうか、そういうことは考えていかなければならないのかというふうには思っています。これといって特に今、こういうものという具体例を挙げるとするのはなかなか難しいとは思っています。

○菊地委員

2 ページの公平で適正な負担のあり方というところで、行政サービスの範囲と負担の見直し、収納率の向上というところではいいのですが、減免制度の見直し、この文を読むと、どうしても市民生活について本当に今必要なぎりぎりの減免制度しか行われていないのではないかとこのように私は思っているのですが、歳入を図るということでの減免制度の見直しというふうに言われると、どうしても今ある減免制度をなくすとか、半減させていくというふうに考えてしまうのですが、基本的には市民の負担をこれ以上かけられないのではないかとこのように市長の答弁もこの間あったと思うのですが、それらの答弁も踏まえてこのところはどういうふうに考えているのかについて、もう少し詳しく示していただければと思います。

○（財政）笠原主幹

公平で適正な負担のあり方というところで減免制度の話がありましたけれども、減免制度自体、先ほど使用料の

改定の中で一定程度は運用といいますか、整理をした経過がありますけれども、ただこの減免制度自体が本当に真に必要な方に対して適切に適用されているか、また、その減免制度が本当に必要かどうかというところを判断しなければならぬのかなというふうには考えております。減免制度を廃止すること自体がすべて市民の方の負担になるのかということは、決してそれだけで負担につながるということはないと思いますけれども、今適用しているあらゆる制度を含めて、全体をもう一度点検していくという必要があるのかというふうには考えています。

○菊地委員

資産ストックの有効活用についてですが、利用予定のない資産については売却などを検討することとあります。小樽市にはあとのくらいの資産があって、売却可能なものなのかどうか、そういうことについてもう少し詳しく知らせてください。

○（財政）笠原主幹

資産の有効活用ということですが、まずここに書いてあるとおり、市が持っている資産についても改めてそれが有効に活用されているかどうかというのは、当然見直さなければならない項目であろうというふうには思っています。ですから、ここには売却というふうに書いていますけれども、それ以外にも貸し付けることを含めて、そういう検討をしていかなければならないというふうには思っています。

ただ、具体的にどの程度の資産が、例えば土地にしてもどれだけあるとか、そういう部分はこれから調べ、それに対して購入資産、今活用していて公表するようにというような形で指示をしていくというふうには考えておりますので、そういう対応をしたいというふうには考えております。

○財政課長

代表質問で市長も答弁しておりますが、山林についてはあと約500万平方メートルぐらい、そのほかに土地については、普通財産としての土地が220万平方メートル、建物については52棟残っております。今、笠原主幹も申し上げましたが、本当にこれからも市がそれらの資産を所有する必要があるのか。所有することによって経費もかかるわけですから、それらも含めて総体的に検討したい、そういうことでございます。

○菊地委員

私の質問の仕方が悪いのかもしれませんが、まだなかなか具体的なことが見えてきていないという部分もあると思うのですが、例えば小泉内閣の所得税のこの後の増税の記事なんかも新聞に出ていますし、いろいろ相談されるのは、年金が削減されて本当に今までの家賃が払えなくなったので、市営住宅に入りたいとかという具体的な相談も受けることがあります。そういう意味では、これから来年、国保とか、そういうものは今よりも市民の皆さんにとっては負担が大きくなるというふうなことが想定されますので、逆に言えば減免制度のさらなる活用が見込めるのではないかとこのように思っています。本当に小樽市職員の皆さんだけではなく、小樽市民全般で財政の再建に向けて頑張っているところではあるのですが、ぜひこれ以上の市民サービスの削減とか、新たな市民負担を増やすということではない方向で考えていただきたい。そのことはこれからも機会あるごとに提案をしていきたいと思ひますし、周知もしていきたいと思ひますが、その方向でやられていただくよう要望しますが、その辺はいかがでしょうか。

○財政部長

所得税のいろいろな論点整理とかということで、確かにそれが今後四、五年の間に実施されると、相当な影響というのはいろいろマスコミ報道等でもございます。確かに、今地方だけではなくて国も大変という時代の中で、我々も本当に取り組んでいるわけですが、いずれにしても基本的な観点というのは、今まで何とはなしにとは申し上げませんが、ごく普通の感覚でやってきたことが、こういう状況の中で果たしていいのかどうかという視点です。ですから、そういう視点でいろいろな骨組みをつくったつもりでおりますから、結果的にどういう形になるかは今の段階では申し上げられませんが、結果によって本当に経済困窮者の方の施策が必要になれば、

改めてまた別な面でそういう手だては当然市として考えていかなければならないという、そういうケースは出てくるかもしれませんので、それはそういうような対応でしなければならないのだらうというふうには思います。

この前、本会議の中で秋山議員からもありました。いろいろな市民の中で、道路の維持・補修なんかでも、本当に市の財政状況をわかっていて市になかなか言いにくいけれども、そういう声があるということですから、本当にそういう身近な生活の部分で新しいものはできなくても、そういう市民生活の安全を守るためにはやっていかなければならないものはきちんとやっていかなければならない。そういう考え方の中でやはり整理されていくべきものというふうに考えています。

○菊地委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎指定管理者制度について

次に、指定管理者制度のことについて聞きたいのですが、指定管理者制度の条例そのものについて、公の施設の目的、そういうものをきちんと条例の中に入れるべきではないかという、そういう考えは本会議の中でも要求はしていたのですが、指定管理者制度の目的、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するということと、それから民間の能力を活用するということと、経費の削減を図るということを目的としているということなのですが、端的に経費の節減ということになりますと、住民サービスのニーズにより多くこたえてさらなる経費の節減ということになりますと、単純にそのことだけとは言わないまでも、そこに働く労働者の賃金を低く抑えろとか、そういうことも考えられるわけですし、そのことによって経費の節減を図って運営していくとなると、最終的には住民ニーズにこたえられなくなっていくのではないかという心配があるのですが、この指定管理者制度の目的が、これからもこういう心配がなく推移していくという保証はあるのでしょうか。

○（総務）中田主幹

指定管理者制度の目的につきましては、今、委員がご指摘のように、経費の削減と市民サービスの向上という大きな二つの項目でございます。今回、指定管理者を募集するに当たりまして、それぞれの事業計画書を提出していただくことにしております。今の経費だけをその選定の観点と見るわけではなくて、あくまでそこで働く労働条件の方も非常に重要というふうに思っておりますので、募集要項におきましても労働三法をもちろん重視することということで明記をいたしますし、それから選定に当たっても従業員の張りつけなんかもチェックして、実際無理のない管理・運営ができるのかどうかという部分を、総合的な審査の中で判断していく形になってございますので、そういう部分で指定管理者の下で働く労働者についても一定の配慮をしていきたいというふうには思っております。

○菊地委員

この総務常任委員会には総合体育館、このたび指定管理者制度をしたいという条例案が出されているのですが、例えばこれまで2年間委託という形でされてきた体育館が指定管理者制度になって、具体的にどういうふうに変わるのかということについて、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○（教育）上杉主幹

総合体育館が指定管理者の導入に伴いまして、業務の内容としてこれから変わることですが、まず1点目は使用許可に関する業務が与えられるということです。それから、2点目、これが大きいのですが、指導業務にかかわるということで、いわゆる自主事業を展開していただくと。簡単に言いますとスポーツ教室とか、それらのものを総合体育館において展開していただくという内容になってございます。

○菊地委員

これまでは使用許可は教育委員会でしたね。そうすると、教育委員会の使用許可を受けなければならないことになって、それが指定管理者に移ると。これまでこの使用許可という部分の縛りに乗って、そういうものについては

許可するとかしないとか、そういうものはまた別にあるのでしょうか。今までも使用の制限ということであるのでしょうか。

要するに、新たに使用許可が指定管理者に移るとなった場合のトラブルの処理がこれまでは教育委員会としたら、行政が直接責任を持ってトラブルの処理に当たれたと思うのですが、今度はどうなるのかという疑問が一つ出てくるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○（教育）上杉主幹

トラブルとかそういうものにつきましては、今後は指定管理者が処理することになります。

○菊地委員

一番心配なのは、要するに使用しようとする市民と使用を許可しようとするその間のトラブルというものが、これまで行政の指導の下できちんとされていたものが、また一つ指定管理者というものが対応することになると、公の建物としての行政の役割というのが、これはどういうふうに責任を果たしていくことになるのかということが一番疑問なところなのですが、それは今後どのように処理されることになるのでしょうか。

○（総務）中田主幹

今回、使用許可を指定管理者に渡すことになるわけですが、最終的な設置者としての権限はあくまで市が持っているものでございますので、そういう意味では指定管理者を指導する立場にございますし、事業の報告も受ける立場になっておりますので、その辺を通して十分な最終権限者としての責任を果たしていくことになると思います。

○菊地委員

その場合、例えば総合体育館を使いたいという市民と、それから体育館の指定管理者がトラブルになったときの苦情というのは、小樽市の場合、市のどの機関に持っていくといいのでしょうか。引き続き教育委員会なのでしょう。

○（教育）上杉主幹

指導する教育委員会です。

○菊地委員

教育委員会生涯スポーツ課が引き続きそういう処理に当たるとのことですね。わかりました。

◎運河ロードレースについて

生涯学習課に運河ロードレースのことについて聞きたいと思います。

先日も大変盛況に運河ロードレース大会が開催されたということを、新聞・テレビで報道していました。参加の誘いというのは現在どのような状況でされているのか聞きたいと思います。

○（教育）上杉主幹

参加の誘いについてでございますが、前年度の参加者の中で小樽市外の参加者につきましては、私どもの実行委員会の方から郵送させていただいてございます。なお、市内につきましては、市内の各サービスセンター、総合サービスセンターに配布してございます。

○菊地委員

そうすると今の説明ですと、市内の前年の参加者については直接案内はいかないのですね。実は市内の参加者についても、直接参加案内をいただきたいという苦情があったものですから、他都市の状況がどうなっているのかということで、札幌市民マラソン一つだけを調査させていただいたのですが、ダイレクトメールで札幌市内の参加者にも届くということでした。せっかく市民が楽しみに参加している大会なので、ぜひ市内の参加者にも直接参加の案内をいただきたいという要望があるのですが、この辺については今後どういうふうにされていくか、伺いたいと思います。

○（教育）上杉主幹

市内の前回参加者の大会要項の郵送及び申込みということでございますが、この実行委員会の中に専門部会という部分がございます、その中で検討させていただきたいと考えてございます。

○菊地委員

ぜひ検討をお願いします。

◎放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについて聞きたいと思います。

16年度の月平均の入会者と、それから17年度の4月、5月について聞きたいと思います。

○（教育）生涯学習課長

放課後児童クラブの在籍数のお尋ねでございますけれども、放課後児童クラブ、私ども教育委員会以外に市民部と福祉部と3部でやってございまして、その合計の数値で申し上げたいと思います。

16年4月が575名、5月が592名、6月が605名、7月が584名、8月が565名、9月が521名、10月が508名、11月が494名、12月が487名、17年1月が478名、2月が470名、3月が457名、17年度に入りまして4月が513名、5月が534名でございます。

○菊地委員

昨年、有料化になった影響というのは、ここからは読み取れないでしょうか。その前年の入会との比較では有料化の影響というのは考えられないのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

有料化の影響についてでございますが、在籍児童数というのは一般的に大体6月から8月ぐらいにピークを迎えて、夏休み以降は特に3年生が一人で留守番できると、あるいはまた習い事を始めるといったような理由から、徐々に退会して減少していくといった傾向がございます。それで、15年と16年を比較しましたら、9月から有料化ということでその影響として考えられるのは、有料化の3か月ぐらい前から、これは退会する児童が例年よりも比較的多くございました。これにつきまして、実際にクラブの指導員の話とかもいろいろ聞いてみたのですが、無料のときにそれほど必要としていない子供たちがこれを機会に退会しているのではないかといい声もございまして、これが大きな一つの要因ではないかというふうに考えてございます。

それから、実際に退会する子供たちの保護者から、その退会する理由というものを聞いていますけれども、昨年度で一番多いのが保護者が会社を退職したとか、うちへ帰っても見る人がいるという状況になったといったことが34.4パーセント、一番多くございます。その次には、一人で遊んだり留守番ができるようになったといった子供が21.5パーセントあったということでございます。有料化を理由にして退会したというのは実際には2人で1パーセント程度でございます。17年度に入りましてから、15年、16年の実績よりも大体1割ぐらい減少した数値でスタートしてございます。

○菊地委員

有料化を理由にした退会というのが2名ということですが、そのことが理由で例えば一人で留守番をしなくてはいけなくなったというような状況がもしあるとすれば、放課後の子供たちの安全、そういうものが確保をするという意味からどうなのかといった意識を持っています。引き続き、このことについてはこれからも取り上げていきたいと思います。

有料化するときに、入会対象枠の拡大と、それから外遊びなど内容の充実ということが挙げられていたのですが、特に朝里小学校に入れない子が多くて大変だったという状況があったと思うのですが、その辺の改善については実情どのようになっているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

有料化に伴いといいますか、昨年 4 月から放課後児童クラブのサービス拡大、16 年度につきましては四つの項目で行ってございます。その一つに枠の拡大といったことで、待機児童をなくすといった観点からこのことを進めてございます。朝里につきましては、例年大変多くございまして、通常 1 クラスに定員が 30 名といったところを関係団体といろいろ協議した結果、試行としてこの 30 名の枠を 34 名と。実際には朝里には 2 クラスございます。ですから、8 名分の枠を拡大した形でスタートしてございます。

それから、外遊び、これも一つの拡大事業でございまして、放課後でない日一日、例えば土曜日、朝からやってございます。それから、3 期の休みにつきましても朝からやってございまして、同じ部屋にずっといる子供に大変ストレスがかかるといったことから、この外遊びを、外と申しましても教室の外ということで、体育館とかあるいはグラウンド、校庭、それから近くの公園といったあたりに子供たちを連れていって、伸び伸びと遊ばせるといったことでございまして、16 年度につきましては土曜日と、それから夏休みに実施してございます。この実績を申し上げますと、土曜日に開校している拠点校が 5 校ございまして、これが年間平均すると 41.6 パーセントの日々で実施してございます。それから、夏休みにつきましては、全 21 クラブを対象にしてアンケートをとってございまして、週のうちほぼ毎日やっているところが 66.7 パーセントです。それから、週のうちに 3 日から 4 日というのが 28.6 パーセント、それから週のうち 2 日から 3 日が 4.8 パーセントといったことでございます。

○菊地委員

土曜日の外遊びが 41.6 パーセントというのはちょっと少ないかと思うのですが、残りの部分は何が障害になって外遊びができないのかということについて知らせてください。

○（教育）生涯学習課長

拠点校 5 校、それぞれいろいろなやり方をやってございまして、例えば銭函児童クラブでございましたら、これは学校施設を使っていないのでございますけれども、クラブの中にいろいろ体育系統の遊びを取り入れたり、そういったことをやっていると。これは実数のうちに入ってございませぬ。あるいはまた、桜小学校でございまして、クラブ室の中で卓球とかミニドッジボールといった遊びを既に取り入れているといったこともございます。また、幸学校では、卓球などを実際に教室の中に入れてやっているといった実態がございまして。

○菊地委員

子供たちの中から一緒に行きたいという要求は、さらに出ていないということはないのでしょうか。こういういろいろな取組を実際やっていて、それで子供たちの要求は満足している、それとも本当は外に行って遊びたいのだけれどもという声はないのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

クラブによっていろいろ外遊びのやり方というのは違うのですけれども、子供の参加はどうなのかといったことで調査したことがございまして、実際に外に連れていったり、あるいは中で運動競技とかをいろいろやっています、ほぼ 90 パーセントくらいの子供たちがこういった外遊びに参加しているといった実態はございます。

○菊地委員

子供の声にもう少し耳を傾けて、また外遊びをぜひしたいという要求などがありましたら、いろいろなもっと多くのところで実施できるように指導もお願いしたいと思います。

それと、障害児の学童保育の学年の拡大について聞きたいのですが、次世代育成支援プランで障害児の放課後児童クラブの受入れ年齢を次年度以降も拡大するという計画が出ていたのですが、それについてどのような話合いになっているのか聞きたいと思うのです。

○（教育）生涯学習課長

今年の 4 月から新たに放課後児童クラブで障害児を受け入れるといったことで、現在実施してございます。次世

代育成の取組には、前期計画の 5 年間で、現在、放課後児童クラブ、3 年生までの児童を受け入れておりますけれども、4 年生以降の高学年についても考えていくといったことを精査していただいてございまして、これについてはまだ具体的に検討はしてございませんけれども、今、始まりました障害児の受入れをまず推移を見ながら、市民部、福祉部と一緒に協議しながら、今後進めてまいりたいと、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○菊地委員

今年度から障害児の学童保育の受入れが始まったということで大変喜ばれているのですが、この受入れ状況、申込みされた方々がスムーズにそのまま受け入れられたのかどうかということについて、実情だけ伺いたいです。

○（教育）生涯学習課長

福祉部で所管してございまして、4 月から色内小学校に在籍している特殊学級の児童 2 名、知的障害と情緒障害、この子供についてはいなきた児童館の中にございます児童クラブの方が受け入れているといった状況がございます。

○菊地委員

○消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

消防に尋ねたいと思います。

今回提案されています消防団の公務災害補償条例は旧の条例と比較して、公務災害に遭われた消防団員にとってより補償内容がよくなる内容なのかどうかということについて、幾つかの項目で説明していただきたいのですが。

○（消防）村岡主幹

今回の基準政令の一部改正及び条例案の大きく変わった部分についてであります、大きく分けて 3 点ございます。その一点目は目の障害等級の決定でございます。別表第 3 にございますとおり、正面で複視を残すもの。複視というのは物が二重に見えるという概念でございます。もう一つは正面視以外で複視を残すもの。二つの身体障害が新しく定められたということから、その基準を設定したものでございます。

もう一点は、手の指の障害の等級の改定基準を一部訂正がなされています。これは手の指の障害の等級を 10 級から引下げ、又は引下げ・引上げということで変更してございます。

三点目としては、所要の用語の整理を行っているところでございます。

消防団の方にとって今回の改定が有利であったかどうかというご質問でございまして、これにつきましては目の障害につきましては、従来、傷病補償表に記載されていなかったものが複視として新たにこの損害補償の対象として定義をされたということによって、目の障害につきましてはその範囲が拡大をされております。

また、複数の指を失った者に対する等級の変更につきましては、近年の医学技術の進展等に伴い一部等級の変更等がございますが、障害等級の補償全体としては大きな変化はないものと考えてございます。

○菊地委員

等級の変更で不利になった部分がどこかだけを聞かせていただきます。

○（消防）村岡主幹

改正条例の等級の一つの例でございますけれども、等級表の中の第 3 表、これは障害補償表でありますけれども、この中の第 7 級の 6 というのがございます。これは従来は 1 手の母指及び示指を失った者又は母指若しくは示指を含み 3 以上の手指を失った者というのが従来でございます。改正案につきましては、1 手の母指を含み 3 の手指を失った者、又は母指以外の 4 の手指を失った者と新たに条例案として載せております。これについては示指を失った者、人差し指を失った者というのが除外してございますので、人差し指に損失がなくても第 7 級に該当するということでございます。

○菊地委員

これは有利になっているということですね。

○（消防）村岡主幹

はい。全体としては有利になったというふうに考えております。

○菊地委員

不利になった部分がここで若干あるとさっきおっしゃったので、その不利になった部分はどの等級か説明いただきかったのです。

○（消防）村岡主幹

等級が一部変わった部分が不利になった部分がありますので、個別具体的には今のところちょっと説明ができないということでございます。

○菊地委員

ここには、説明できないということですか。

○消防本部次長

今、1 か所ございますけれども、ちょっと今、なかなか抽出することができないものですから、後で報告したいと思います。

○菊地委員

消防団の皆さんがいろいろ苦勞して頑張っている中での災害補償条例の改正ということですので、もしこれが、こういうことはあってほしくないのですけれども、万が一災害に遭われたときの補償については、その消防団のご苦勞に本当に報いるような中身で改正されているのだったらいいというふうに思ったものですから、詳しく聞いてしまいました。後でわかったら教えてください。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎食育について

それではまず、一般質問の中から食育に関して質問します。

小樽市での小中学校で食育実施状況は何パーセントか、聞かせていただきたいと思います。

○（教育）指導室寺澤主幹

食育の実施状況についてであります。各教科、特別活動等で全学校で実施されておりますので、100パーセント実施になっております。

○山田委員

本当に私もこの質問をする意義があると思います。一般質問の中で答弁いただいたまことに簡素な内容なのですが、できましたら具体的な事例もまぜて、もう一度生産・加工、流通・消費、安全・衛生、健康・食習慣、文化・歴史について聞かせていただきたいと思います。

○（教育）指導室寺澤主幹

食育の具体的な事例についてでございますが、生産・加工におきましては、社会科においてかまぼこ工場を見学しようとか、その中で原料はどこから来るのだろうかとか、それから果物農家を訪ねて、また、家庭科で調理実習を通して加工の仕方について学んでおります。

具体例としては、稲作体験として忍路中央小学校では田植え、稲刈り、脱穀、精米の体験学習をしております。それから、塩谷小学校におきましては、地域の特性を生かしたブドウの栽培について体験学習をしております。ま

た、そのほか18小学校において、畑作の体験学習をしております。それから、総合的な学習の時間などにおきまして、そば打ちの体験学習、かまぼこ職人の方をお招きしてかまぼこづくりの体験学習、これを行っております。

それから、流通・消費につきましては、生活科において店屋を訪問しようとか、社会科においては買物調べ、スーパーマーケットを見学し、工夫や努力していることを調べてみようとか、そのような学習をしております。

また、食糧生産を支える運輸の働きということで、社会科において学習しているところでございます。

5年生の社会科においては稲作に励む人々、それから水産業の盛んな地域を訪ねて、その中ではとる漁業に励む人々とか、育てる漁業に励む人々について学習しております。

続いて、安全・衛生、健康とか食習慣についてですが、主に保健において調和のとれた食事が成人病の予防に役立つとか、学級活動においては給食時の清潔、食事環境の整備、健康によい食事のとり方、また、家庭科においては食品に含まれる栄養素の働き、食生活の見直しについて学習しております。

最後に、文化・歴史についてでございますが、社会科において地域の特産物について学んだり、給食だよりなどに季節の行事などの節分とか冬至とかがあるのですが、そのときに節分で食べる豆の由来とか、冬至に食べるカボチャなど食材に関する文化・歴史について載せて、児童・生徒の関心を高めるような取組をしております。

○山田委員

本当に大変いろいろなことをされてご苦労なさっていると思います。感心いたしました。

それでは、ここで、そういった学習内容の手段において、もし特徴的なことがあれば聞かせていただきたいと思います。また、その特徴とあわせて取組上の課題等もあれば、聞かせていただきたいと思います。

○（教育）指導室寺澤主幹

学習手段の特徴ですが、まず地域の特性、先ほども話しましたが、忍路中央小学校では地域に水田があるということで、そういうことを活用して学習しています。また、塩谷においてもブドウ畑を活用して、学習を行っている。また、地域の人材活用ということで、そば打ちの方とか近くの農家の方とか、学校に実際に来てもらって畑作の指導をしていただいているという特徴がございます。

○（教育）指導室長

食育に関する課題ということでのお話でございますが、委員もこれまでも数度にわたって質問いただいておりますが、やはり私どもといたしましてはこの食に起因する健康課題ということで、新たな教育を行っていく上での大きな問題であるというふうに受け止めてございます。その中で給食の時間の指導だけにはとどまらないということでございます。教科とか特別活動、全体で関連づけて行うことが大切であると考えていますし、その中に申し上げた体験、地域の特徴とかをどういうふうに位置づけていくかという計画づくりが、まずもって1点目、課題であるというふうに押さえてございます。

2点目でございますが、これが担任の先生だけでなしえるということは難しいところが多くございます。そういうことからいいますと、いろいろな先生方と協力しながら、どんな指導方法を工夫していったらいいかという内容的なところが2点目の課題になります。

最後であります。やはりこういう食に関する指導というのは、特に食の習慣とか個食とかいうところでの課題も示されてございますから、家庭との連携ということが課題になろうかと思えます。そういう意味で、家庭や地域とどのように結びつきながらこの食育を進めていくかという、以上この3点が当面の課題というふうに押さえてございます。

○山田委員

まさしくこのような年間の指導計画とか、食育に当たる、こういう授業時間の確保若しくは家庭と地域の協力、そういったことが、また難しい今後の課題だと思います。できれば、またそういったものを全部調査して、統計などをとられていったらどうかなと思うので、そのことに関してもし何かあれば、今後の対策として聞かせていただきたい

と思います。

○（教育）指導室長

実はこの前、尾道の陰山校長がお見えになりまして講演がございまして、いろいろなお話がございましたが、その中で食にかかわって非常に貴重なご提言をいただいたところでございます。いろいろな学力調査の中でも朝ご飯を食べるかどうかという調査がございまして、朝ご飯を食べる子供の場合に、比較的学力に相関が見られるのではないだろうかというご提言もございまして、そんなところに注目してまいりたいというふうに考えてございます。

○山田委員

◎食物依存性運動誘発アナフィラキシーについて

それでは、質問を変えます。

先般、秋山議員からアレルギー反応についてる質問があったと思います。それにちょっと関連して質問をいたします。食物依存性運動誘発アナフィラキシー、こういうようなアレルギー反応がありますが、これについての認識を聞かせていただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

今、お話のありました食物依存性運動誘発アナフィラキシーでございますけれども、非常にまれな疾患という形では聞いてございます。先日、秋山議員の代表質問に答えておりますけれども、食物アレルギーによりましてアナフィラキシーの学校対応マニュアルというものを各学校に配布をいたしまして、その中で食物アレルギーのメカニズムとか原因とか対応について指導しております。その中に食物依存性運動誘発アナフィラキシーというのがございまして、ある特定の食物と運動の組合せによりまして、じんましんから始まりましてショック症状に至る場合があるという形では聞いてございます。この中にもそういう形で文章にして載せてございます。

具体的には、昼食時に小麦とか魚介類を食べた後、すぐ運動するという形になりますと、今話したじんましんとか、ぜんそくぎみになるとか、そういった症状を起こすというものというふうに認識しています。

○山田委員

まさしくこれが食と運動にかかわる最近のいい事例と思います。そのことについていろいろと食品が原因と思うのですが、これの主な何か特徴などあれば聞かせていただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

先ほども言いましたように、頻度の高いものはやはり小麦類、それから魚介類ということで、秋山議員は先般の委員会の中でもお話ししましたが、エビとかという話をされてございましたけれども、そういったものをやはり摂取する、食べることによってそういった症状が起きるというふうに考えてございます。

○山田委員

それにつきましてどのような症状が出るか、報告願います。

○（教育）学校教育課長

一番軽い例としては、じんましんとか発しんが出るような形になりますでしょうし、それからのどの渴きといますか、そういったむくみみたいな形、それからぜえぜえといますか、ぜんそく症状が起きてきて、最悪にはアナフィラキシーということではショック症状という形になりますけれども、死に至る場合もあるというふうな形では聞いています。

○山田委員

本当にまれにかかる病気なので、こういうのもあるということで各学校の方にも認識していただければ、今後の予防になると思うので、今後ともよろしくお願いします。

◎学校に対する保護者からの苦情等について

学校の保護者対策です。最近、保護者の方々から無理難題をされて悩む教師が増えていると、そういったことが

話題になっているのですが、このことについてまず認識されているかどうか、聞かせていただきたいと思います。

○（教育）指導室寺澤主幹

学校に対する保護者からの苦情等についてですが、まずは保護者から学校の方、担任、それから校長等に苦情内容なりが届いております。中には教育委員会に寄せられるものもございますが、すべてを教育委員会で把握しているわけではございません。

○山田委員

最近私の調べた中では、この保護者対応を扱った本が多数出されていると聞いております。また、その内容を二、三言いますが、小学校では学校からの給食費などの徴収金催促に、そんなにお金のことを言うのならもう学校に行かせないなどとか、中学校では家でふろに入らないので入るように言ってほしいとか、担任発表後、あの先生は気に入らない、かえてくれ等、いろいろ保護者から言われているそうです。

まず、今、本市におけるスクールカウンセラー等、現状の要望・苦情、そういったものの件数、内容、もしわかれば聞かせていただきたいと思います。

○（教育）指導室寺澤主幹

スクールカウンセラーに寄せられている相談状況についてでございますが、苦情というわけではないのですけれども、教職員からの児童・生徒にかかわる指導についての相談とか、保護者からの不登校に関する相談とか、そのような状況でスクールカウンセラーにはいろいろな相談が寄せられておりますが、小学生、中学生、それから保護者、教職員合わせて延べ数ですが、平成16年度で340件ほど相談が来ております。そのうち教職員からの相談は81件ほどございます。

○山田委員

◎学校における家庭訪問の実施状況について

学校における家庭訪問の実施状況、それについて聞かせていただきたいと思います。

○（教育）指導室寺澤主幹

学校における家庭訪問の実施状況ですが、家庭訪問週間を設けての家庭訪問ということで答えさせていただきますと、小学校においてはすべての学校で家庭訪問週間を設けて実施しております。中学校におきましては、2校において家庭訪問週間は設けていないのですけれども、随時何かあれば家庭訪問を実施しているという状況でございます。

○山田委員

2校で、あと主に何か特に設けていない理由があれば聞かせていただきたいと思います。

○（教育）指導室寺澤主幹

保護者会等で子供の様子等について話を伺っているとか、特に何かあればすぐ家庭訪問をして保護者と話をする体制ができていると。そのため4月当初、学校が多忙な時期になりますので、あえて家庭訪問週間を設けずに、何かあれば対応したいと伺っております。

○山田委員

特に、教師も親も最終的にはやはり我が子と向き合って一つの問題に当たらなければならないのは一緒だと思います。

教育長に伺いたいと思います。今後やはりこういったような教師に対する無理難題、保護者からのこういったものに対してスクールカウンセラー等、またいろいろ受皿づくりが大切とは思いますが、今後ソーシャルワーカーとか、また本市でもいろいろな苦情に対応した弁護士等の対応、そういったことも考えられると思うのですが、そういった調整第三者機関の設置、また、そういった拡大した学校の守備範囲の明確さというのですが、ここら辺やはり迷う教師がいると思うので、これからの課題と思うのですけれども、そこら辺の認識だけ聞かせていただきます。

○教育長

学校でそれぞれ保護者の考え方もかなり多様化しておりまして、これまでになかったこともいろいろと学校にお願いしたり、時には苦情になって出てくることもございますけれども、私はやはり一番最初には、子供と常日ごろ接している担任がその保護者ときちんと向かい合って、保護者の悩みを聞いたり、教師としてこういうふうに行っているのだという胸を張ってやっていることを遠慮しないで言っていただくことが、まず第一次的ではないかと思っています。その次に、やはり問題が解決しないようでしたら、校長・教頭がそれなりにきちんと保護者にまず向かい合って、私ども常日ごろ話しているのは電話が一番だめと。まず顔を見て、そして保護者と向かい合って悩みを共通に理解しなさいということで、一応やってもらっているのですが、けっこうそれでも解決しないことがございます。そのときには委員にもあったように、いろいろ電話をいただいたり、スクールカウンセラーなどをやっていますが、私たちはまず何よりも教育委員会として校長や教頭、さらには教師の悩みを十分聞いて、いわば仲介的な役割といえますか、問題解決に向けていろいろとこれまでも教育委員会としてやってきたところです。

ただ、今のところでは、スクールカウンセラーとか、いろいろな方の力をかりて、解決できるところまで十分私ども努力しているところですが、あるときにはけがしたとか、そういうところで裁判所の方に声がかかることもございますが、何よりも担任、校長、そして教育委員会の段階で解決していかなければならないものというふうに考えてございます。ですから、今、委員のおっしゃったようにいろいろな方、ソーシャルワーカーとかおりますが、今の段階では、自力で私ども努力して、解決に向けてやっていきたいというふうに考えてございます。

○小前委員

◎女性教員の数の増加について

教育委員会にお尋ねいたします。

量徳小学校の入学式に参りましたら、女性教員がとても増えたという印象でしたけれども、実際に女性教員は増えたでしょうか。

○（教育）学校教育課長

女性教員の数が増えたかというご質問でございますけれども、昨年度と今年度を比較いたしますと、昨年度におきましては小学校全体ということでお答えいたしますと、女性教員の割合が56.6パーセントなのです。今年度につきましては58.7パーセントと、2.1パーセントのアップになっています。

○小前委員

量徳小学校の女性教員の割合はいかがですか。

○（教育）学校教育課長

量徳小学校の女性教員の割合は63.6パーセントということで、女性が7人、それから男性が4人ということで、それは昨年も今年も変わっていません。

○小前委員

量徳小学校のような、こういうふうに女性教員がたくさんいる学校はほかにもございますか。

○（教育）学校教育課長

小学校の場合、比較的女性教員が多いことがございまして、その中で多いというのは、昨年ですけれども、色内小学校66.7パーセント、最上小学校も66.7パーセント、天神小学校も66.7パーセント、潮見台小学校も66.7パーセントになっています。本年度につきましては、色内小学校は54.5パーセントで落ちています。ただ、稲穂小学校が72.2パーセント、それから花園小学校が70パーセント、最上小学校が66.7パーセント、天神小学校が72.7パーセントという形で、人事異動によりましてその比率につきましては年次ごとに多少変わりますので、ご理解いただきたいと思います。

○小前委員

私が見に行った運動会、すごく女性教員が多いと思ったら、花園小学校だったり、稲穂小学校だったり、量徳小学校だった、そのせいだということがよくわかりました。

◎「あゆみ」の備考欄記入について

先日の予算特別委員会で私が質問しました「あゆみ」の備考欄に関連して伺います。

3月の横田委員の質問に答えて、教育委員会は、備考欄に記入していない学校は4校ありますけれども、3月末に2校が記入することになっているので、残りは2校ですと答えています。今年3月初めの時点でも、4校もあったということに私は非常に驚きましたけれども、3月に記入した2校の学校名を教えてくださいませんか。

○（教育）指導室寺澤主幹

平成16年度の3月に記入した2校につきましては、長橋小学校と北手宮小学校でございます。

○小前委員

長橋小学校PTAの方から、うちの学校は3学期末だけしか記入されていないと、それも1学期も2学期も書き入れてくれていないのは教師の手抜きではないのかとか、学年末だけであれば子供の学習効果が上がることにならないのではないだろうかという疑問の声を私に伝えられた方がいます。この28校中、朝里小学校と高島小学校はまるで記入していませんけれども、このほかにこの長橋小学校のように3学期だけしか記入していないという学校はほかにもございますか。

○（教育）指導室寺澤主幹

ほかにはございません。

○小前委員

ないですか。教育委員会は、この3学期しか記入していないことに対して、何か指導していますか。

○（教育）指導室寺澤主幹

きめ細かな児童の学習状況について保護者に知らせることは、非常に大切なことと考えておりまして、毎学期ごと通信欄に記入して保護者に渡すことが望ましいことであるということで、各学校に指導しているところです。

○小前委員

この備考欄というのは強制されるものではなくて、その学校ごとの裁量に任されているというのも聞いておりますけれども、教育委員会として教育効果を上げるために、担任の教師には記入してくれるように指導してきたものですよね。

それで、教育長に伺いますけれども、予算特別委員会で二つの学校で書かない中心にいる教師を教育委員会に呼んで指導できないかという私の質問に対して、寺澤主幹はできませんと答えたのですけれども、教育長も同じ考えですか。

○（教育）指導室長

この前の予算特別委員会におきまして、小前委員からご質問いただいたことで、このことについては答弁させていただいたところですが、教育委員会が直接指導することがなじまないというふうに考えております理由の一つには、やはり学校がつくって、そして教師方に書いていただくという、そのところでは校長の思いといいますか、指導というのは非常に重要なものというふうに考えています。したがって、各校長におきましては、職員会議での指導というのはもとよりありますけれども、やはり一人一人に指導の場面を必要に応じて設けて、いろいろな機会をとらえて、みずからの考え、これをしっかり伝えながら、学校として全体としてやっていこうという校長としての力を発揮していくことがまずもって大事ではないかと、そのように考えています。

○教育長

今、答弁いたしました、通知表を発行するねらいとか、その内容などを各学校で十分理解し、学校と家庭が協

力して、それらを見たり、又は書いたりしながら、子供たちのよりよい成長を促していくことが私は大事ではないかと思います。

ただ、各校長にはこれまでもずっと指導いただいておりますし、校長が考えるあるべき通知表というのでしょうか、あるべき「あゆみ」の姿に近づくように、さまざまな機会に教師に指導をしていただいたり、学校経営の責任を果たしていくということからも、やはり校長がきちんとした思いで教師に理解してもらおうような努力をしていくことが大事ではなかろうかというふうに考えてございます。

先ほどもありましたように、4校から2校の教師に校長から話して、2校の教師に理解をいただいたところですので、残りも校長からさらにあるべき姿をきちんと話してもらって、理解をいただきながら、備考若しくは通信欄に子供の成長する姿を書いてもらえるように、私どもの方から校長を通して指導していただきたいというふうに考えています。

○小前委員

二つの学校では、校長は職員会議のたびに書くようにお願いしているとおっしゃっていました。それでいて30年近くも改善されていないのです。公教育の上からも教育委員会の強い指導をお願いしたいと思って、私こういうふうに発言したのですけれども、やはりこれからののでしょうか。

○教育長

やはり通知表、つまり小樽の場合には「あゆみ」と言っているのですが、最終的には校長の責任で行われるものでございまして、教師方に対して私どもの方からうんぬんという、それはなじまないと思います。それで、私どもとしては校長先生と一緒に、どういう手だてをとって先生方に理解してもらおうかという、その手だてについて、今、盛んに共通理解を持ちながら、校長から教師に理解してもらえるよう努力しているプロセスの段階でございします。

○小前委員

岩見沢市教育委員会はなかったと言っていますけれども、小樽はやはりできないのでしょうか。

○（教育）指導室長

今、そういう委員からのご指摘がございまして、この辺の状況についても把握をしていかなければならないものと、そのように考えていますが、何と申しまして、やはり保護者や子供たちの願いを聞きながら、その中で教師も応えていくことで、決して教師の信頼が揺らぐものではないというふうに考えています。そういう意味で、30年間変わっていないということでご指摘いただいているところではございますが、近年、校長方の努力をいただいております、かなりの状況が変化してきています。そして今指導を継続してございまして、今議会における論議につきましても十分各校長に指導を重ねながら、改善に努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

○小前委員

◎「環流」の配布について

小樽の教育の現状を知るために指導室が出しております指導室だよりとか、教育研究所が発行しています「環流」を総務常任委員だけにでも配布していただけないでしょうか。閲覧するところはありませんけれども、しっかり落ちついて読みたいので、この二つを総務常任委員以外にもお配りいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）指導室長

今、委員からご指摘いただいた点につきましては、すべて自分たちで印刷しておりますので、各委員に配りながら、また、不明な点については説明に上がるなど努力してまいりたいと思います。資料については配りたいと思います。よろしくお願いします。

○小前委員

◎辞令交付式への総務常任委員の出席について

これも関連してですけれども、3月末に校長、教頭の着任式がございますけれども、それにも総務常任委員を呼んでいただけないかと思うのですが、市立病院の看護学校の入学式や卒業式には厚生常任委員を呼んでいます。校長とか教頭の顔を覚える必要性からも、ぜひお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

例年3月末に新しく校長になられた方、それから指導室の方から異動されてきた教師の着任式といいますか、辞令交付式を行います。その際、市長、議長などをお招きいたしまして着任式をしているところでございますけれども、その席に総務常任委員の皆さん方もお呼びしていきたいというふうに考えております。

○小前委員

◎退職校長・教頭の交代時期について

要望ですけれども、今年5月1日、高島小学校の校長がやめられて、銭函小学校の校長が赴任されました。入学から1か月たってこうした交代というのは、二つの両方の学校の子供たちにも、親にも、PTAにも、かなりの迷惑とか負担を与える結果となっていると思います。こういう事例は、2年ぐらい前にも天神小学校で9月15日に校長の交代がございました。校長にさまざまな事情があるとは思いますが、こうしたことを繰り返さないように、教育委員会として指導の徹底をお願いしたいと思います。

○教育長

経緯を話します。二、三年前の件と今回の高島小学校の件でございますが、3月上旬あたりになると退職校長・教頭もわかりますし、それを踏まえて局の方、道教委で人事内示がございますが、3月の内示が終わった時点で退職願が出されました。それで、早速局の方に行きまして、その補充についてどうするかという話をしましたら、今の小前委員とは逆に、途中でやめたら引き継ぎがうまくいかないから、一月でも二月でも、もしぐあいが悪いのだったら、その時点でまた入院なりするときにやめていただいてけっこうですけれども、少なくとも4月中旬若しくは4月いっぱいまでは、必ず自分の新しい計画を打ち出して、そして一月でもやって、その後新しい人とか変わった方がいいのではないかという考え方で、私どもも本人の希望を十分話したのですが、発令がなかったら教頭なしの学校になるものですから、その校長には十分理解をもらいまして、そして一月遅れでということでございますので、本来的でしたら、やはりかえてやるのもその校長のためにもなるし、新しい校長のためにもなるのです。そういう思いから、任命権者である道教委がそういうような形でということでしたので、それはご理解いただければと思います。

○小前委員

わかりました。

○横田委員

◎学校での憲法9条を守る市民集会の案内チラシ配布について

手元に1枚のチラシがあります。「憲法9条を守る小樽市民集会」という、今月12日に市民会館で開かれた集会ですが、このチラシを教室の中で生徒に配布して家へ持ち帰らせたという親からの相談を受けました。チラシの提供も受けました。こういう事実があったのか。あったとすれば、その概要について説明してください。

○（教育）学校教育課長

甚だ遺憾ではございますけれども、そういった事実はございました。また、教室で配布したということではなく、現在調べておりますけれども、これにつきましては朝里小学校において憲法9条を守る市民集会の案内チラシを学校で印刷いたしまして、学校長の許可を得ずに、学校だよりなどのプリントと一緒に子供に配布したという経緯で、

それは5月25日ぐらいから27日にかけてということで、現在、学校の方に調査をしてもらっている段階であります。

○横田委員

だいぶ日にちがたっていますので、調査の方が進んでいるのかなと思いますけれども、校長に報告といいましょ
うか、そういうものを持たせるということがなしに行われたという今の話ですが、何といいましょ
うか、配布物は
当然その学校を管理している校長の許可を受けているとは思っていたのですが、そうでない実態があったということ
でよろしいですか。

○（教育）学校教育課長

通常子供に配布するプリントとか、そういったものを生徒に配布することについては、校長に報告をいたしまし
て許可を得て配布しております。ただ、今回の憲法9条を守る市民集会のビラについては、校長への報告がなしに、
児童・生徒を通じて保護者の方に配布されたということであります。

○横田委員

どんなものがかってにといいましょ
うか、教師の自由裁量で子供たちに持たせるというのはやはりおかしいとい
う気がしますし、このチラシに書いてある集会自体は、それほどある思いを持っている方たちがやられているわ
けですから、我々が何も物を言うことはありませんけれども、生徒に持たせるという行為はこれは実に私はまずい
と思いますし、平成13年のときに教育委員会にいた方もいるでしょうけれども、望洋台中学校でこれと類似したと
いいましょ
うか、ほとんど同じことがあったわけです。そのときは君が代かなんかの反対集会の案内でしたけれど
も、これを全校生徒に配布して回ったと。非常に大きな問題で、道議会なんかでも取り上げられたり、そういった
処分なんかも当然あったと思いますが、そういうことがあって、三、四年の間に、また同じことが繰り返されたわ
けです。これは法令上といいましょ
うか、けしからんという話だけではなくて、現実に法令に触れる行為には何か
該当しませんか。

○（教育）学校教育課長

地方公務員法第35条というのがございまして、職務に専念する義務という形ですけれども、職員はその勤務時間
及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いて、職務にのみ従事しなければならないという規定がご
ざいます。今回の場合は、教師がその勤務時間中にプリントを子供たちを通じて配布したということですから、当
然公務、職務でない文書といいますか、そういう文書を配布したものですから、当然この職務専念義務に抵触をす
るというふうに考えております。

○横田委員

職専義務違反ということで、信用失墜行為事項の中にあります、これにも私は該当するのではないかというふう
に思います。今、朝里小学校ということで報告がありましたけれども、他の学校はどうですか、そういったことは
ないのでしょうか。他の小中学校については調べられたと思うのですが。

○（教育）学校教育課長

私どもの方もこういった事例がありましたので、ほかの学校にもそういったことがないのかどうかということで、
小学校、それから中学校、それぞれの校長を通じまして聞き取り調査をしました。一応、朝里小学校以外ではそう
いった事例はないということで報告を受けております。

○横田委員

今、校長に聞き取り調査をしたということですが、朝里小学校も校長は知らなかったのですよね。ですから、校
長に確認して、ないということでの調査だと思いますが、あるいはあったのかもしれません。この朝里小の場合は
PTAが、先ほど5月25日前後と言いましたが、27日には運動会があったわけです。その運動会で親が集まった中
で、あなたのところにも来た、うちも持ってきたということで、それはまずいということで、直ちにPTA会長が
教育委員会に行かれたというふうに聞いております。現段階で、他の学校はないということですが、その辺

はもう少し経緯確認の方法とか、そんなことも少し考えてもらえないかと思いますが。

前回、平成13年3月、望洋台小学校では、さっき言いましたように道議会の代表質問で取り上げられて、教育長も道教委の教育長も非常に遺憾であるとおっしゃっていますし、その後、処分がなされたと思いますが、その結果についてお知らせください。

○（教育）学校教育課長

その前にほかの小学校、中学校で聞いたというのは校長だけではなく、校長が教員とかそういった形で聞き取りをしてくださいという形の中で、やはり大事なことです。そういった細かな指示をして、その結果、ないという報告を受けてございます。

平成13年2月でしたけれども、組合主催による、先ほど言いましたように日の丸・君が代強制の反対のための教育を考える地域集会というのがございまして、その案内チラシを今回と同様な形で児童・生徒を通じて配布したという形になってございます。それで、それについては私どもの方で調べて、道教委の方にも報告をいたしました。道教委の方では訓戒の措置が相当という形で判断されましたので、市教委としては教員41名につきまして文書注意という形の処分をしたところであります。

○横田委員

当時の新聞報道で41人と、こういう場合は校長に報告があったのですね。先ほどの話ですけれども、校長もそういう内容の文書とは知らなかったということでしたけれども、校長も一緒に処分を受けているということです。先ほども言ったように、もちろんいろいろな表現の自由、それを認める自由がありますから、各種のいろいろな集会を開かれることはもちろん自由なのですけれども、そういったものを何回も言いますけれども、子供の手を通じるということはだめだという意見ですね。そういうことが4年前にもあっていながら、またやったということは、非常に確信犯的なことなのか、あるいはあまりにもとんちやぐがなかったのか、その辺はちょっとわかりませんが、今回は41人ということですから、市内全部でやられたのかなと思います。今回は1校ということですが、こういう本件に対する教職員団体の対応といいたいでしょうか、そこら辺は当然聞いていると思いますが、それについてはいかがですか。

○（教育）学校教育課長

今回の件について北教組といいますか、組合の方の関係でございすけれども、当該の学校の先生に調査をしています。その中で当然組合からの指示といいますか、組合から言われてやったのかという話の中で、それぞれ個々の一人一人の先生について聞き取り調査をしています。その中では、聞いた教員からは、組合から指示ということではなくて、そういうビラがあって、その中でやはり自分の個人的な形でみんなにわかってほしいといいますか、みんなに周知したいという気持ちで配布したという形では聞いています。

○横田委員

街頭でまいたり、その他の方法でまくのは当然よろしいのでしょうけれども、同じことを繰り返して同じてつを踏んだということは、私にはどうも納得いかないことですね。今後の対応といいたいでしょうか、今、調査なさっているということですが、調査はまだやっているのですね。もう終わったのですか。

○（教育）学校教育課長

そろそろ、もう少し。

○横田委員

そうしたら、その調査の結果についても、また違う場所で聞いていきたいと思いますが、問題は今後こういうことが、当然またあってはならないわけです。したがって、ここでどうしろ、ああしろということはありません。公務員というのは一挙手一投足すべて法令に基づいて行動しているわけですから、その法令に違反した、それから明らかに社会通念上、だれが見てもおかしいと思うことをしたわけですから、今後の対応についてどういうふうに

なされるのか、それからそれを伺った後に、最後に教育長から本件に対しての所見といひましようか、それを伺ひます。

○（教育）学校教育課長

何回も話しますけれども、今、調査をしてござひます。その中で校長が私どもにそれらの報告書を上げていただくように実は要求をしています。その報告書が上がり次第、中身・内容について我々の中で十分点検をして、それらを道教委に報告いたしまして、道教委からの結果を待ちましてしかるべく対応をしていきたいというふうに思っています。

○教育長

平成13年度の望洋台小学校の一件があった時点で、私ども教育委員会では全市的な小中学校に指導してきたところでござひますが、今回このようなことが再び起きまして、大変遺憾に思っているところでござひます。該当した学校はもとより、全市的に再度職務専念義務に触れる疑いがあることから、私どもとしてはこのようなことがないように指導してまいりたいと思ひますし、今後の対応につきましても、全部の報告事項を踏まえまして対策を考えたいと思ひますので、ご理解願ひます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

○上野委員

まず初めに、私たち7人で運営しております小樽屋台村から、今日早朝、出火がござひまして、消防署の皆様ののおかげで鎮火をいたしましたけれども、残念ながら9店舗がもう全焼という形で、残り4店舗になりました。原因につきましては、いろいろ消防署の方で調査がござひますけれども、せっかく小樽の活性化のためにつくった屋台村、昨夜もまだ東京にいまして今日帰ってきまして、我々も協議しまして、気持ちとしてはどうにか建て直してやっていくという気持ちでござひますので、総務常任委員会に報告させていただき、このようなことが起こりましたことに対して謝辞を申し上げる次第でござひます。本当に大変皆さんにご迷惑をかけました。

◎学校適正配置について

本題に入ります。初めに教育委員会に伺ひます。

先般の予算特別委員会又は本会議等で、今回の大きな争点でござひました適正配置の問題がまたあったわけでございます。私もいろいろな形でこの適正配置については考えを持っておりました。教育というのは時間のかかるものでござひます。何事をやるにもすぐ結論を出すことができないのは、この教育の現場でござひます。教育委員会としては、いろいろな形でこの適正配置について取り組んできたと思ひます。あまり長く言ひませんが、今回は特に市民の皆様から熱意、思い、地域のため、子供のため、将来のためにいろいろな形で提言されております。教育委員会としてもいろいろつらいところがたくさんあると思ひます。それは私もわかっております。どうかたくな思ひでなく、本当に柔軟に、これからのことをどうするかということを視野に入れて、適正なる計画を立てていただきたいと思ひます。これについて教育部長いかがでしょうか。

○教育部長

これまで、今回の議会で相当いろいろ議員の方からもご質問されているところでござひますけれども、私ども教育委員会といたしましては、やはりこれまで35会場、そしてPTAからの要請を受けて5会場、合計40会場で1,200名ぐらいの方々といろいろ話をさせていただいて、そういった中で多くのさまざまなご意見が出てきております。それが今回、さきの委員会の陳情というご意見という形の中で、これはこれで受け止めております。

ですから、今後、私ども今定例会の議会、そしてまた今後の議会審議経過を踏まえながら、教育委員会として実施計画案を作成していくわけですが、取組に当たりましてはこれまでを十分踏まえながら本当にまとめてい

かなければならないものと、こういうふうを考えてございます。

○上野委員

これはいつかは結果といいますか、実現をしなければならない問題と私も思っておりますけれども、やはり小樽の場合は、今後このようなことが数年後に起きてくることを、教育委員会でもいろいろ示しています。そのたびにこのような論争が起きるということは、教育の現場又は市民としてはやはりいろいろな面で大変なことだと思います。先ほど自民党の議員の方からも本当に教育の根本的なことを質問したと思うのです。私もそういうことをいつも思っています。ですから、今回の統廃合は本当にきちんとした形で、ああやはり統廃合したおかげでよかったのだという、そういうことが統廃合後にきちんと伝わるような形でやってほしいというのが私個人としての思いでございます。また、平成会もそのように思ってこの問題には取り組んでおります。教育長の方から、そのことを1点だけお答えをいただきたいと思います。

○教育長

先ほど部長も話しましたように議会の流れもございまして、それから何よりも説明会、それから数多くの人の署名とかいろいろありますので、それらもこれからの実施計画そのものにどういうふうに入れていこうか、十分検討しながら考えてまいりたいと思っています。

○上野委員

よろしく願いいたします。

◎丸井今井の跡利用について

今日は総務部、財政部の方が来ていますので、部長も含めて、これは提案でございますので、なかなか答えは返らないと思いますが、少しばかり私の時間がございまして、私の案だけを申し上げます。

実はご存じのとおり、金曜日に丸井今井が廃止になるというふうな本当に電撃のごとくのニュースでございまして、市長はじめ皆さんも本当に頭の中ががーんと暗くなったとか、たたかれたというような思いだと思います。私たち市民も同じ思いでございます。いつかは来るというような感じはいたしました。私もサンモール一番街の人たちに、署名も大事だけれども次の段階をもう模索したらいかがですかというような形で、皆さんと話をさせていただきました。しかし、こういう形でもう数か月後にそういう現実がやってくる。もちろんこれは情報でございますけれども、あの丸井今井が全部なくなるというわけではないと思います。専門店もございまして、いろいろな店もございまして、どうにか地下1階、2階ぐらいはそういうものでできるというような気がいたします。

しかし、今、大事なことは、あの場所に市民がいや応なしに足を運べるようなものがなければあそこは人がいなくなります。いい悪いは別にして、あの丸井今井の跡に市民の多数の方がいや応なしにあそこに行かざるを得ないというようなそういう施設。これはいろいろなことが考えられますけれども、私は前から思っていたのですけれども、やはり小樽市と商工会議所、経済界の方が一体化してあそこをどうするか、ほかの人に任せるのではなく、市民の中核の人たちがあれをどうするかという考えになった場合、私は一つにはこの小樽市役所、ここの場所ももう完全に老朽化しています。壁が落ちたり、網を張ったり、そういう現況を持っています。私は市民があそこに足を運ぶ部署、例えば市民部、それから福祉部、そして財政関係、税金関係、市民があそこに行っていくいろいろ手続をできる場所を思いきってあの場所に持っていくこと。そして、過去に委員が質問しておりました商工会館を丸井今井のところに持っていったらどうかとか、美術館・博物館をあの場所に持っていったらどうかということが質問にあったということも聞いております。そのときはまだ丸井今井は健全でした。今、こういうときに、あそこに率先してやはり事業展開するのは小樽市であり、私は商工会議所、経済人の人たちだと思います。建物というのは、1年、1年半ほうっておけば、設備関係はだめになります。あそこもまだ築15年でございまして、まだまだこれから30年40年対応できる建物でございまして。これが一、二年のことによって、あそこが使えなくなると、もう大変なことが起きます。時間がございませぬ。本当に今決断していかなければ、あそこは廃墟になります。今日は総務部

長も来ていますし、財政部長も来ています。いろいろな面で大変だと思います。例えば借金がまだ40億円ございすけれども、小樽市と小樽の商工会議所が保証すると、10年で返すものがあと20年、30年引き延ばしができると思います。こういう気持ちで今取り組まないと大変なことになります。もう人に頼っている時代ではございません。そういう思いを庁内でも検討していただき、また、市民にも考えていただき、小樽の経済人にも考えてもらう時期がもう目の先に来ていることを、私は提言させていただきます。いろいろな考えがある方がいると思います。市民に対してあそこをどういうふうに使いますかという問いかけをしてもいいと思います。どこかのコンサルタントに頼んでも、あそこの使い道は私は発掘はできないと思います。今は小樽市が小樽市民があそこを守らなければ、本当にだめな場所になってございます。

私の提言、これは昨日、一昨日から考えていますけれども、今朝 4 時からもう火事現場に行って、真っすぐここに来て、若干ふわふわとしていますけれども、私の思いだけを伝えさせていただきます。答弁はよろしゅうございますけれども、総務部長、財政部長、一つだけ感想をいただいて、私の質問を終わらせたいと思います。

○総務部長

どうも朝早くからご苦労さまです。

今の丸井今井の跡については、ああいう状況の報道になってから、経済部を中心に地元の関係者といろいろ連絡会等々をつくって対応してきたと。こういう結果になりましたので、私自身も経済部だけでいいのかなという気もしていますので、庁内でも、今言ったまちづくりという意味でどうなのだということも含めた横のつながりの議論というものも必要なのかなというのは感じてございますし、私自身もマイカルの破たんの当時の当事者の事務的なことをやった関係で、再建に当たってどうしても建物の処理というのが出てくると。マイカルの 4 万平方メートルを市がただでもらえるといったときに、いろいろ検討しましたがけれども、結果的に施設維持費というものと、それを有効にどう使えるかという検討だったのです。当然、マイカルの場合は、1 年間の維持経費が 1 フロア約 1 億円ぐらいかかる。つまり 4 億円かけて、市役所が丸ごと行って賃料を払うという、こんな非現実的なことができるかどうかということも含めて、やむなくそういうことは難しいというのでありました。

たまたま今のご提言も、この間本会議の中でどなたかのご質問があったときに、そちらの方で答弁させてもらって、市長の答弁等もしましたがけれども、いわゆる商業ビルというのをオフィスビルの的に改良するとか直すとかというあたりはかなり技術的には難しい。タッパの高さもそうですけれども、次のフロアでも天井裏が物すごく少なくて、給排水設備がうまくできていない。特に丸井今井の専門店の方、あれは当初、以前法務局が、今、港に行きましたけれども、移転をするのにけっこうそういうビルを探していた経緯があって、そのときにはあそこも候補地になって、現地を見たりしたのですけれども、とにかく水回りが悪くてどうにもならないということもあって、あきらめた経緯がある。そういう意味からすると、費用的にどの程度のものがかかるのかというのは、相当やはりこれから市の方として、あのビルにチャレンジするにはかなりネック、障害が大きいというか、そういうふうになろうかという気はします。

ただ、ビル丸ごとではなくて、機構改革等も要るのかもしれませんが、いわゆるワンストップ行政というのを目指している関係であの部もこの部もとはいきませんから、例えばそういったことを展望しながら、機構改革をしながら、まちの中に集中的に窓口業務なりなんなりというものができるとすれば、ああいうまちの中で公的機関があって、そこに集中的に市民の皆さんが来るという、こういうことも考えられなくはないだろうという気はしますので、お話のあった部分については、可能性も含めて庁内横のつながりの中で議論はさせていただきたいというふうに思います。

○財政部長

基本的に総務部長の申し上げたとおりでございます。ただ、私ども財政サイドとしては、こういう本当に市自体が非常に厳しい中でございますから、ある意味では感情論的な思いと、もう一つはきちんと冷静にやはりいろいろ

と考えなければいけないというところがありますから、市がそういった償還に対して何らかの形でというふうには、本当にお気持ちとしてはわかりますけれども、なかなかこの民民開発の中で、では小樽市が損失補償なり補てんをするということがいかに大きな問題かということもございますので、本当にその辺は冷静に考えなければいけないこと、特にこういうときだからこそ、冷静に考えていかなければいけないかなというふうに思っています。

いずれにしても総務部長の話したとおり、これは一つの部とかなんかでは限られないことでございますから、我々としても一生懸命知恵を働かせて、何とかいい方法を考えていきたいというふうに考えております。

○上野委員

財政部長の力強い答えを聞いたわけでございますけれども、先ほど何回か言いますけれども、本当にあそこの建物においてはもう時間がないということを、まあ二、三年置いておけばいいのだという問題ではございません。やはりあそこを生かすためには、本当にこの半年ぐらいで決着をつけるというような気持ちで、将来展望の中で考えるということではございませんで、そういうことも含めて、どうぞ小樽市だけでなく経済界の方たちも、また市民とも話し合って、早い時期に目標を定めてもらえればありがたいと思います。

○委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 10 分

再開 午後 3 時 30 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○秋山委員

◎財政再建推進プランの実施計画の取組について

先ほど報告いただきました財政再建推進プランの進ちょく状況の中から、ちょっとわからないことがありましたので尋ねます。

この実施計画策定の目標というのは、この財政再建推進プランの14ページにある表のちょっと上にありますけれども、18年度を目途にうんぬんというところで、それが目標にされているのかどうかという部分と、続けますけれども、表紙の部分でこの今後の予定日程のところ、17年10月から11月にかけての案を検討・整理をしていくのだという説明がありました。そうするといつから実施を目的にされているのか、目指しているのかという部分をあわせて尋ねます。

○（財政）笠原主幹

財政再建推進プランの実施計画の取組でございますけれども、あくまでプラン自体は17年度から21年度までの5年間というのが計画期間になります。今後の予定、10月、11月でその実施計画案の中身は詰めていく形になりますけれども、これは先ほども申し上げましたが、現在、庁内各部局におきまして、その取り組むべき項目、どういうものに取り組んでいくか、また、その財政効果はどういうような形で見ていくか、よくこの部分を詰めておりますので、それをまとめまして、また議会の方に示しながらやっていくと、そういうような形で考えてございます。

○秋山委員

であれば、具体的にどのくらいの目標額とか、どのくらいを目指して計画を進めていくという部分では、まだこれからというふうに思っ

○（財政）笠原主幹

3月に示しました財政再建推進プランの中でも、計画値といたしまして、こういう形で金額を提示してございます。プランの19ページにございますが、18年度以降の各年度間に、例えば18年度ですと10億円の財政効果というものを上げなければならない。また、19年度につきましては約24億円、20年度は26億円、21年度は28億円。この間の総額で88億円。基本的にこのプラン策定時点での目標額ということになりますと、この88億円という形になります。

○秋山委員

21年度までの目標で88億円ということでしたけれども、それであればこの案を検討・整理していくという段階で、もうまもなく18年度に入るということは、18年度は今ここで掲げている目標に対してはある程度は先が見えているというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○（財政）笠原主幹

先ほどの19ページに書いていますけれども、このプラン策定時点である程度の見通し立つという部分では、Bの項目とか、Cの項目というような形で示しておりますが、今後19年度以降、特に大きな部分を占めてきますその他の改善必要額、こういう部分はこれから庁内各部からの報告を基に積み上げていくと、そういうような形で考えています。

○秋山委員

2ページ目に今の説明、公平で適正な負担のあり方という部分の中で行政サービスの範囲うんぬんというところがありますけれども、具体的にこの行政サービスという部分を説明していただきたいのですが。

○（財政）笠原主幹

行政サービス、非常に広い部分があると思いますけれども、例えば住民票の交付とか、そういうものもすべて行政として行っているサービスですので、その部分も現在は手数料というような形でちょうだいしていますけれども、その負担の在り方についても、どこまで負担すべきかという議論もこれから必要なかと思うのです。先日の委員会の中でも、住民票1件について520円ほどというようなコストの話も出ていましたから、現在の手数料でおよそ300円になるとは思いますけれども、その部分をどう負担していくかという問題も、また見直していかなければならないのかと。一例としてはそういうものは考えていかなければならないというふうには思っています。

○秋山委員

であれば、本当に市民の皆さんに現実に身近なところまで追求していかなかったら、もっとスリムなというふうにはいかないのかと感じたのですけれども、どんなものでしょうか。

○（財政）笠原主幹

本日説明させていただきましたプランの実施計画策定に向かった考え方、この部分につきましては、今、市として行っているすべての部分、もう一度この紙に書いてある部分に立った形での見直しということを全庁的に指示しておりますので、今、委員がおっしゃいました、市民の皆さんの非常に近い部分から見直しはしていただく部分、そういうふうには考えています。

○秋山委員

◎在宅投票制度について

今回、陳情に出ている部分でわからない点がありますので、尋ねます。

これは選挙管理委員会かと思います。在宅投票制度というのは郵便投票のことでよろしいのでしょうか。

○（選管）事務局次長

在宅投票制度ということで、今回の陳情に書かれていますことにつきましては、現行の公職選挙法上で考えますと、郵便等投票制度のことと私ども理解しております。

○秋山委員

であれば、郵便投票のできる方、対象者、これをもう一回お願いします。

○（選管）事務局次長

郵便等投票制度につきましては、従前、体の方に支障がある方ということになっておりましたけれども、一昨年、15年度の公職選挙法の改正に伴いまして、現在対象となっている方は移動機能、いわゆる下肢とか体幹、こういう機能障害で1級若しくは2級、それからあと心臓、腎臓、内臓等こういう障害、この方々で1ないし3級、それと免疫機能障害、これで1から3級の身体障害者手帳の交付を受けている方及び介護保険で要介護5の認定を受けている方、これらの方々が郵便等投票制度の対象ということになっております。

○秋山委員

現在、これらの対象者にどのように周知徹底がなされているのでしょうか。

○（選管）事務局次長

対象者への周知ということにつきましては、個々に周知という点になりますと、私ども個人情報保護法との関係もございまして、これらの対象者のすべてはちょっと把握いたしかねる状況にございます。ただ、新たに手帳を交付される方あるいは介護保険の新たに認定を受ける方、これらの方々につきましてそれぞれ該当する障害及び等級の方々につきましては、手帳の交付時あるいは介護保険証の送付時、このときに私どもで作成いたしましたチラシをそれぞれ皆様に、福祉部の方の協力をいただきましてお渡しするようにしております。

○秋山委員

わかりました。

◎視覚障害者への選挙公報の改善について

では、もう一点目の陳情項目の中に「点字録音テープなど、視覚障害者への選挙広報の改善を図ってください」という項目がありますけれども、改善を図ってくださいということは、現在ある程度は行われているというふうにとったのですけれども、現在どんな形で行われているのか知らせてください。

○（選管）事務局次長

今回の陳情にある選挙広報ですけれども、これは広く知らせるという方の広報になってございます。私ども公職選挙法上、選挙公報といいますと、公に知らせる、いわゆる公報の方になるわけでございます。どちらの意味で使われたのかがちょっと私ども判然といたしませんけれども、ただ公に知らせる選挙公報、これは国政選挙及び道政選挙におきまして、それぞれ道選管の方で作成して皆様にお配りしているものでございます。これにつきましては公職選挙法上におきまして、点字あるいは録音、これによる選挙公報の作成というものは現在されておられません。法上に規定はございません。といいますのは、これらにつきましては、現在の公職選挙法上では候補者の方が届け出られた原稿そのままに載せなければならないとなっています。ですから、点字にする、あるいは録音するというような場合に、種々キャッチフレーズとかいろいろなことがございますので、それらを確実に表すことができるかという技術的な問題、それからこれらのものにつきましての原稿、これが現在はいくまでも各候補者の方々からは告示後でなければいけないということがございまして、これらをすべて作成するだけの日数、これらが確保できるかという技術的な問題等がある、まだそこまではなっていないと。いずれにしても、これらの部分につきましては公職選挙法の改正というものが必要になろうかと思っております。

また、広く知らせるという意味での件ですけれども、現在全国的な団体の中で、選挙のお知らせというような形の点字版、こういうものが作成されております。これは全国レベルで作成されまして、各都道府県選管が買い取るという形で、そして道選管からは北海道公報の点字版、これを郵送してくださいと申し出られている世帯の方にはすべて送付される。それ以外に私ども選管の方にも若干送付されてまいりますので、これらすべて私どもの方では残りの方に送付もいたしかねるという状況がございますので、私どもの窓口ないしは福祉の障害者の窓口の方にお

いて、申出があればごらんになれるというような形で行っております。

○秋山委員

現在までこの点字の公報ですか、小樽の選管までもらいに来た方はいるのでしょうか。

○（選管）事務局次長

点字公報といいますか、こういうお知らせ、これについての申出というのは今まで私どもにはございません。

○秋山委員

こういうものがあるということも、お知らせするというのをしたことはあったのでしょうか。

○（選管）事務局次長

先ほど申し上げましたように、恐らく点字ということになりますと視覚障害 1 級ないし 2 級というかなり重い障害の方と思われますけれども、どなたが対象の方に該当するのかわかるというところまでは正直私ども承知しておりませんで、お知らせをするという段階まではまだ至っておりません。

○秋山委員

知っている方に視覚障害者の方がいますけれども、かなり熱心に放送を耳で聞いて、自分で判断しているように思ったものですから、この陳情に関して慎重に判断していかなければならないということで尋ねました。

◎ごみ問題の教育面での指導について

教育委員会に尋ねたいのですけれども、今、小中学校の教室にごみ箱は置いてあるものなののでしょうか。

○（総務）総務管理課長

各学校では、学校管理経費の中からごみ箱を必要に応じて買っていると思います。

○秋山委員

今、減量化・有料化に伴って一つだったのが、それが対応したような形になっているのかなというふうに思ったものですから、どんなものなのでしょうか。

○（総務）総務管理課長

私もすべて見ているわけではないのですが、何校か行っている中では、集中的に集めている箇所にはいろいろに分別になるようには設置しているのは拝見しております。

○秋山委員

私も子供に聞いてみましたが、あまり意識がないのです。でも、確認してもらったら、燃えるごみとプラスチック、たしか二つずつあるのですと。それを子供が片づけているのかと言ったら、それは用務員がやっているということで、いつぐらいからと言うと、3 年ほど前からそのようになっている。であればこれを機会に、このごみの問題というものを何年生かでは勉強しているけれども、この有料化・減量化にあわせて子供たちにもそういう教育面での指導というものもあってよかったのではないかというふうに感じたものですから尋ねましたが、どんなものなのでしょうか。

○（教育）指導室長

今、お尋ねの件につきまして、ちょうど該当する学年が 4 年生の社会科のところでございまして、委員がご指摘のとおり、小樽市におきましてごみの収集の在り方が変わってきたということで、教科書以外に副読本というのを作成してございます。ちょうど今年度がその内容の見直しの時期に当たってございまして、現在、その記述の内容について、教育研究所において検討しているところでございます。関係する部署とも環境部等とも十分話を伺いながら、内容について充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○秋山委員

◎土曜の学校開放事業について

先ほど土曜日の学校開放事業の話が出ておりましたが、今のところ 5 校だけ実施でよろしいのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

先ほど質疑に答えた５校というのは、放課後児童クラブの拠点校としての取組でございます。

○秋山委員

勘違いして済みません。であれば、この土曜日の学校開放事業に関連しまして、昨年の12月にスクールゾーンのことに関して尋ねたのですけれども、土曜日には学校がないものということで平気で通過していくという部分で、これはきちんとされる必要があるのではないだろうかという質問をしたと思うのですけれども、その後どのようになっていますか。

○（教育）学校教育課長

スクールゾーンにつきましては、日曜日、祝日というふうになってございまして、土曜日についてはあくまでも規制がかかっているというふうに承知しています。

○秋山委員

ただ、市民の方の理解が、もう土曜日は学校が休みと埋め込まれているのです。そういう部分で、子供が歩いても全然意識の中に入らないという方が多いという光景をよく見かけるものですから、ここの部分を再度徹底方よろしくお願ひしたいのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

各学校によってそれぞれ規制時間が変わっています。私どもは地域の方といいますか、子供にはスクールゾーンだから、ここの時間はこうだという説明はしておりますけれども、地域の方とか一般市民の方が通るといふになると、ちょっと教育委員会の方から離れる部分もあったと思います。ただ、その辺につきまして、市民部の方に話をしていただきたいと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（勝）委員

私の方からは報告事項にかかわって何点か質問します。

◎財政再建推進プランの取組項目について

最初は財政再建推進プランに関連して、特に今回、新たに実施計画策定に当たっての考え方が報告されました。それにかかわって何点か伺います。

まず初めに、この行財政システムの改革の中に、こういうふう書いてあります。組織・機構の改革、スリム化、そして効率化について述べられておりますが、書かれている内容からすれば部・課、それから係統合の可能性とか、人員配置のあり方など見直しとあります。現在、検討されているもので具体的なものがありましたら、まず知らせてください。

○（総務）職員課長

平成16年度と17年度、さきの行革、財政再建のスタンスということで、大項目、それからグループ制の導入まで進めていこうと思っております。その時点でのいわゆる積み残しの検討課題なのですけれども、例えば経済部と港湾部の統合、それから福祉、保健業務、これは業務ですけれども、部門で重複している部分の統合、それから国保事業等の整理といいますか、そういう部分が実際的には課題として残っています。

ただ、今回はさらに財政再建ということで、いわゆる部の統合もありますけれども、課・係の中でいわゆる業務量が減ってきて縮小できないかという部分、そういうような検討をしております。

それから、職員の配置ですけれども、いわゆる業務委託とか指定管理者制度、それから嘱託化で職員が減っているということです。その部分を例えば配置替えするとか、あるいは職種変更するということで、新たな配置を考え

ているところでございます。

○佐々木（勝）委員

それでは、この内部努力の徹底という項目でございますが、先ほどもちょっと触れたかというふうに思いますが、改めて確認させてください。新たな歳入の確保という点であります。市民に大きな負担を強いること、ここできると逆に強いるようなことを考えているようにも考えられますが、具体的に歳入を検討していると、先ほど報告があったのですけれども、いま一度聞かててください。

○（財政）笠原主幹

新たな歳入の確保ということでございますけれども、先ほど来申し上げているとおり、実施計画に向けて現在庁内各部局において検討中という状況でありまして、これだというような具体的に示すことは難しいというふうに考えておりますけれども、例えばこれから団塊の世代の退職を控えて、その財源対策として退職手当債、このようなものを導入することによって、そのときの財政負担を軽減していかなければならない。そのようなことも当然考えていかなければなりませんし、また、先ほども少し申し上げましたけれども、広告料収入などこういう部分の確保も必要というふうに考えています。現在は体育施設なんかにもやっておりますけれども、今後は市が出している事務用の封筒とかいろいろな刊行物、そういう部分にも広告の掲載ができないかと、そういうようなものは検討していかなければならないというふうには考えております。

また、これまでも話させていただいておりますけれども、使用料とか手数料、こういう部分につきましては定期的な見直しが必要であろうと、こういうことの有料化というのも必要というふうには考えておりますし、先ほどもありましたけれども、遊休資産等、この中の活用も図っていきたい、こういうふうに考えています。

○佐々木（勝）委員

◎これまでの事業評価のしくみについて

（２）になりますけれども、事務事業の見直しの中で、特に事業の厳選といいますか、こういう項目がございます。項目の中に事務事業評価システムの確立と、こういうふうに書かれております。この点については私も何回か、行政システムにつなげる道筋といいますか、そういうたぐいのところを何回かやりとりさせていただいておりますが、今回改めて聞きたいと思います。

これらこれまでの事務事業評価を参考にとありますが、これまでどのようなしくみで事業評価を行ってきたのか整理して、できればわかりやすく説明していただきたいと思います。

○（総務）企画政策室東田主幹

ただいまのご質問、これまでの事業評価のしくみについてということでございますけれども、事業評価自体、この間平成12年度と14年度に2回、1回ずつ行っておりまして、どちらもその手法というのは異なっております。

まず、平成12年度に実施した事務事業評価につきましては、平成10年度から12年度にわたる総合計画の21世紀プランの第1次実施計画の中の平成11年度の事務事業を対象にして分析したものでありまして、分析内容につきましてはその対象、それから目的・手段、それから活動指標、成果指標の五つの項目について、事業課でありますそれぞれの担当課において、対象の妥当性、目的の妥当性、手段の妥当性について検証をしたものであります。それを第2次評価といたしまして、庁内関係部で構成されました事務事業評価委員会におきまして、必要性それから有効性・効率性について評価を行って、その評価結果を平成13年度の予算編成並びに21世紀プランの第2次実施計画策定に反映させたものであります。

次に、平成14年度に実施いたしました施策評価は、21世紀プランの中間点検の作成に当たりまして実施したものでありまして、それは計画の進ちょく状況、それから現状と課題、今後の方針を検討するために実施いたしました。対象事業はこれは大きくて、総合計画のすべての施策を対象としてございました。評価方法といたしましては、各事業ごとに市民ニーズ、実施主体としての市の関与の妥当性、上位施策への貢献度、費用対効果ということで、そ

の四つの観点で三つの 1、2、3 という、わかりやすく言うとそういうことなのですけれども、3 段階の評価を行いまして、合計点数を総評価得点といたしまして、今後の判断の参考とするための施策評価であるということでございます。なお、この評価結果につきましては、先ほど申し上げました 21 世紀プランの中間点検の方に反映させるということでございます。

○佐々木（勝）委員

今回これを効果的な評価システムの確立を図るというふうに打ち出しているわけですが、これまでの経過、積み上げ、これを基にして具体的にどのような評価システムというふうに考えているのか。

○（総務）企画政策室長

ただいま担当主幹の方から申し上げましたとおり、小樽については二度ほど事務評価あるいは施策評価ということで実施をいたしました。それに基づきまして、それぞれ予算編成あるいは 2 次プランの後期の部分について反映させていったわけですが、その中で課題として私どもが感じている部分もございます。

まず一つは、この施策評価なり業務評価を行ったことよっての評価の点といいますか、メリットの部分なのですが、どうしても担当課でそれぞれ行う日常業務というのは、ある意味なれといいますか、そういった部分で今年も来年もということで流されている部分があるわけですが、改めてこういった評価をすることによって、日常業務に対して評価をする視点から見直すことができる。その意味では職員の一つの意識改革にもなるという、そういったメリットがあったらうと。

また、当然、現状大変財政事情も厳しい中で、それぞれの業務の意味なり、あるいは市民のニーズに対してどういうふうにこたえているのかといった、そういった評価も可能になったというふうには判断しております。

ただ、現状課題として私ども考えている部分は、先ほども申し上げましたけれども、それぞれの業務の緊急性、妥当性あるいは有効性、そういった立場から評価をするわけですが、たくさんの部、たくさんの課がありまして、それぞれがそれぞれの職場としてみずから執行している業務を評価するという、そういう形で上がってくるわけですが、A と B と違う部の中で、それぞれの業務がどういうふうに客観的に評価をされていくのか、その辺の見極めが正直言いましてなかなか難しい面もございます。

ご承知のとおり、この地方自治体での業務評価、行政評価というのはまだそれほど歴史の長いものではなくて、ここ 10 数年、各自治体で積極的に取り組まれてきている手法でありますし、現状も含めましていろいろな先進都市あるいは研究機関の中でも、この自治体行政の評価についてもさまざまな研究がなされております。そういった意味では、先ほど申し上げました課題を一步でも解決をしていくという、そういった立場で、また新しいその評価の在り方、評価のシステムを研究・検討していきたいというふうに考えております。

○佐々木（勝）委員

流れといいますか、フローについてはわかってきました。よく言われている部分では、内部評価だけではなくて、この展開ではいわゆる外部評価、第三者評価というところまで見据えて検討していく形になるでしょうか。

○（総務）企画政策室長

今、委員ご指摘のとおりだと思います。特に近年、福祉職場とか、直接市民サービスを提供する職場におきましては、単なる内部評価という部分だけではなくて、利用者そのものがどういうふうに見ているのか、どういうふう to 評価しているのか、そういった指標等もいろいろな形で提示されております。私どもとしまして、当然、第三者評価、外部評価、そういった視点も含めて今後の研究課題であるというふうに認識しております。

○佐々木（勝）委員

◎指定管理者制度について

市の指定管理者制度の導入に当たっての関係で報告指針がありました。おおむねこういう流れでいくし、この目的等については内容はそのとおりだというふうに思いますが、一番新しい記事があります。2003 年から 9 月施行に

向けて実施している全国的な事例なのですけれども、簡単に言えば全国で財政難の自治体が導入を図って、企業の参入で実績を上げている先進事例がある一方で、なかなか外部団体とのいわゆる温存優先で民間開放がなかなか進まない実態も明らかになってきたと、こういう内容であります。

特に先ほど挙がっている中にもあったかと思いますが、この導入を図った北九州市の内容なのですけれども、有名な小倉城を民間の百貨店が参入をして、そして営業成績と集客を上げた、こういうことがあるのです。そういう観点からすれば、北九州市の場合はまだまだ残っている30ぐらいの観光施設、体育施設など33か所で導入していく計画があるそうですが、一つにはここに書かれていますけれども、サービスの向上、先ほど話がありました。それから、経費削減ということのほかに、経済活性化の視点というものを見据えて、それを選定基準にしていくと。こういうような視点が二つから三つにかかわってきているというあたりに目をつけて、それでまちの活性化を図っていく、民間につながっていく、その財政につながると、こういうような観点で書かれていたのです。

そういう面で、全国的にはこれでいきますと約40万施設があるというふうに踏んでいて、仮に全部が民間委託になれば、これ15兆円のいわゆる市場といいますか、そういうものになるという。総務省の関係では大体2兆円市場というふうに見ているようですが、そういうふうに全市的にというか、全国的にというか、先駆けて取り組んでいる実践例等もありますので、現在、先進的な事例といいますか、課題を持っているところをつかんでいたら知らせてください。

○（総務）中田主幹

制度が15年9月からできまして、まだそれほど年月がたっておりません。今回私も小樽市もそうですけれども、18年4月から本格的に導入する部分が大いにございます。いろいろと事例はありますけれども、今、それを申し上げることができませんけれども、小樽市でいくとさくら学園で指定管理者を導入いたしまして、それなりの財政効果を生んでおりますし、それから数だけを話しますと、定員も20名、今、満度の形で児童が通園しているというような状況でございます。

○佐々木（勝）委員

多くのいろいろな事例をこれからつかみながら学んでいくべきというふうに思いますけれども、この今回出されている中に、いわゆる手続上から出ている協定書という部分。全国的な事例でいいますと、民間の力を活用するには、まず公平な公募を実施するのがベターだろうというふうに言われています。そして、その上で官民の適切な役割分担は欠かせないというふうに指摘しています。それで契約書のひな形となる、ここに書いていますこの協定書、これを標準協定書を作成して公開していくべきというふうに、ここで指摘しているのですけれども、今回書かれているこの協定書、この部分についての扱いですけれども、どう考えていますか。

○（総務）中田主幹

事業の内容につきましては、これから募集要項、それと業務の具体的な内容を示した仕様書を作成いたします。これの公募に当たって仕様書の内容が十分わからないと、応募の方もその見積りなり仕事の内容がわからないでしょうから、それはきちんとやっていきたいと思っております。

協定書ですけれども、募集要項に示した内容を踏まえて、個別の協定書の文言を整理していくような形になります。協定書の公開ですけれども、一応、市と指定管理者との一種の契約行為になりますので、それについては特段公開するような形では今のところ考えてございません。

○佐々木（勝）委員

議案第20号の指定管理者制度の体育館の関係です。体育館の関係については、この今の状態、実施するといういわゆる議論がかかっているということで、今、直近でいわゆる体育館が不慮の事故ではないですけれども、アスベストの関係で持ち物としては大変気になるところというふうに思っている部分を受けて、今回、議案第20号として提出しているわけですけれども、この体育館の考え方というのは、運営を含めてこの辺のところの関係で多少何か

一工夫というか、考えていくというか、そういうようなことがあるでしょうか。

○（教育）上杉主幹

今回の体育館の現状につきましては、私どもも予想しなかったような事故でございますが、従来施設の補修につきましては、その規模により相手方と協議をしながら維持・補修をしまいいりました。そのご指摘のございました維持・補修につきましては、設置者としての責任は当然小樽市にあるというふうに考えてございます。また、今後、公募説明会等におきましても、現状を説明していきながら、相手方と協議していきたいというふうに考えております。

○佐々木（勝）委員

◎平和事業の展開について

平和事業の展開に当たって、先ほど菊地委員からも話が出ていたのですけれども、今年は戦後60年、いわゆる被ばく60年、解放60年と、こういう大きな節目の年であります。それに向かって市としてはこれまでも毎年平和事業に関する事業を行ってきましたが、この記念事業に関して市としてはどういう展開を今しているのでしょうか。

○（総務）総務課長

今年度の平和事業といたしましては、小樽市、小樽市教育委員会及び社団法人小樽市青年会議所の共催事業の小樽市都市間交流推進事業、その一環として市内の小学5年生、6年生30名を尾道市、広島市に派遣することとしておりますけれども、この事業において広島原爆資料館の見学とか平和記念式典の参加、こういうものを組み入れております。これは未来のまちづくりを担うような市内の小学生に、戦後60年の節目に当たる広島の平和記念式典の参加等、こういうことで平和への認識を高めてもらおうと、こういうことをこの派遣目的の大きな一つの柱にしているものでございます。

○佐々木（勝）委員

それで、行ったままということではないと思うのです。節目なので、その後の平和議論の展開ということをするれば、行った後でどういう扱いにして、小樽市内でもその発表などをどういう感じにするのか。

○（総務）総務課長

今後の展開といいますか、各学校から数名程度の参加が見込まれておりますし、また、この派遣事業の結果などをまとめて各学校に配布するとか、他市等にもと、そういうふうなことも今検討しておりますので、こういう小学生の目を通した平和の大切さというのを、各学校とか家庭とか、そういうものにまた改めて広がるものと、そういうことも期待しております。

○佐々木（勝）委員

そういう意味ではせっかくの機会で行った成果をさらに活用して生かして、市民全体のものにしていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

◎防災計画の見直しについて

防災計画の見直しについて質問します。

現在つくられている防災計画の見直しの観点と現状を、まず知らせてください。

○（総務）白澤主幹

見直しの観点と現状ということでございますけれども、主な内容としましては避難所の追加、それから災害対策本部業務の見直し、それから災害情報の伝達、そんなことを今考えてございます。避難所の追加につきましては、市内の高校について避難所に新たに加えていくということで、これは現在建築中の桜陽高校を除きまして、ほかの高校からは避難所指定の同意をいただきましたので、今年の8月の防災会議にお諮りをして、避難所として追加決定をしていくという予定です。

それから、町内会館につきましては、5月末の連合町会の役員会におきまして、町内会館を避難所として指定さ

せていただきたいということで、私どもから説明をしまして、役員会ではご了承していただいたのですが、これから個別に各町内会、それから細部の詰めなどをしていくということになっています。

それから、災害対策本部業務の見直しですが、昨年、それぞれの部で災害調査をするということになっていますけれども、それが何回も同じ家に行くといったようなこともございましたので、合同でできるだけ災害調査をしていくということと、調査表の共通化をするなどを今考えています。

それから、災害情報の伝達の部分でございますけれども、これは以前にも委員からも指摘のあった部分ですが、NHK等の津波避難情報提供に関しまして、津波・大津波警報を発令したときには小樽市から改めてNHKに連絡することなく、発令と同時に、NHKにおいて小樽市の避難勧告がなされたということで放送するというについて同意をいたしまして、6月から適用がされているところです。

○佐々木（勝）委員

◎防災組織の組織化と市民周知について

家庭配備にされて避難所うんぬんとか災害時の行動といいますか、そういうものについては啓もうする関係で、私の記憶では10年ぐらい前ですか、刷り上げたものがありましたね。それ以来そのままになっている状態というふうに思うのです。そういうことで内容を含めて市民周知をどう図っていくのかということ。

もう一つは前回予算特別委員会か何かで話が出たと思うのですが、防災計画を各町会でいろいろ取り組んで、積極的に進めている町会もあれば、そうでないところもあるというような報告もありました。そういう面では防災組織の組織化というところが課題になっているのかというふうに思いますので、組織化と市民周知の関係を整理して答えてください。

○（総務）白澤主幹

まず、市民周知の部分でございますけれども、先月6月号の広報おたで「災害に備える」というシリーズを始めました。その中で、除雪にあわせて防災に関しての情報提供をしていきたいというふうに考えていますけれども、計画内容で市民にかかわる部分の訂正があったようなことについては、この記事の中でも順次知らせてまいりたいと考えております。

それから、毎月1回ですが、FM小樽の放送の中で防災担当が交代で話をさせていただいておりますけれども、こういった中でも市民周知を図ってまいりたいと。それから、先ほども避難所の追加なんかございましたけれども、その辺は該当する近隣の町内会へは、個別に新たな避難所が追加になったというようなことでのチラシの配布なんかを考えていきたいと思います。

10年前の防災のハンドブックにつきましては、全戸配布したわけですが、相当な経費がかかるものですから、それについてはもう少し時間をかけて考えていきたいというふうに考えております。

それから、自主防災組織化についての考え方ですが、現在市内では自主防災組織ということでは銭函地域と、それから市では桃内地域、この二つしかないということで少ない状況です。このほかに色内地区の日の出町会というところでは毎年避難訓練をしております、今年も6月に津波を想定した訓練を実施しました。そういう町会も少ないのですが、あることはあるのです。市としては、災害時には自分の命は自分で守るということを、特に津波とか大災害のときには、市からの指示や助けに行く前に、やはり自分で状況を判断して避難していただくということが、あるいは地域における助け合いにより避難することが大切というふうに考えておりますので、今後、町内会、特に海岸に隣接するような地区につきまして、津波の情報提供をするなどして、地域が自主的に避難訓練などの防災活動ができるような語りかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

◎国勢調査について

平成17年度、今年、国勢調査が実施されます。それで、前回の国勢調査と今回実施する違いを内容含めて知らせ

ていただきたい。

○（総務）大林主幹

今回の国勢調査ですけれども、前回と変更になった点ですが、一つは今回は10年ごとの簡易調査の年に当たりますので、調査項目が前回の22項目が17項目に変更になっています。

それが1点と、もう一つは今回から整理用封筒というのが導入されまして、今までですと説明資料に紙を調査票を挟んで、それぞれシールを張って提出いただいていたけれども、今回からは封入用ということで封筒に入れていただいて、そして提出していただくというような形が主になってございます。

○佐々木（勝）委員

それで、実施時期と、今の人員配置といいますか、その内容について。

○（総務）大林主幹

調査の実施時期につきましては、9月23日から調査員によりまして調査票を配布させていただきます。そして、調査期日が10月1日となっておりますので、10月1日から10日の間に再度調査員が伺って回収するという形になっております。

○佐々木（勝）委員

調査員の関係で前回と変わっているというか、その点について。

○（総務）大林主幹

調査員ですけれども、従前から調査員の集めに当たっては、それぞれ前回やった調査員の経験者とか、その方たちを推薦いただいて何とか集めていたのですけれども、昨年からそういったことで集めていたのですが、なかなか集まりがよくないといったこと、それから4月の段階で総務省のホームページに調査員募集ということで掲示されました。これについてはそれぞれの市町村に確認しろといったような内容でございましたので、それとさらに帯広市で、ホームページ上に4月から調査員募集を掲示したといったこともありまして、小樽市としても4月18日から5月20日ということで初めて公募をさせていただきました。

○佐々木（勝）委員

よって補正予算では8,400万円程度の事業というふうになっていますけれども、変化があるのですか、ないのですか。

○（総務）大林主幹

あくまでも国からの配当予算でございますので、実際に見込みで8,400万円ということで含んでおりますけれども、実際まだはっきりした数字は出ておりません。どちらにしましても人数として調査員1,035名ということで、国から指示されておりますので、調査員報酬につきましてはそういう形で配当されるというふうに思っております。

○佐々木（勝）委員

◎小中学生の体力の現状について

それでは、学校教育の関係。

この小樽市次世代育成支援行動計画おたる子育てプランにもありますけれども、それぞれ学校現場では確かな学力の向上、もう一つは子供たちの健やかな体の育成、これについて述べられております。これまでの何回か数字があるのだろーと思いますけれども、今、子供たちの置かれた現状の中から、子供の体力の実態はどうかというようなつかみをしていますか。

○（教育）指導室寺澤主幹

現在の小樽市の小中学校の体力の現状についてですが、中学校9校においては体力テスト等によって教科の中で実態を把握して、課題を明確にした実践に努めているところですが、小学校におきましては体力テスト等については行われていない状況です。

○佐々木（勝）委員

それで、比較の検討ということになると思いますけれども、相対的にこの間の話ではないけれども、子供たちは力がない、粘りが無いというような、その原因は何かといったら食生活なのだろうと。実際に今、子供たちの置かれた環境から考えて、子供の持っている体力、力、こういうものを体力テストだけではなくて、どういう観点からでもいいですから、現場と十分打合せをしながら現状把握に努めてもらいたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（教育）指導室長

代表質問の中でも実は出てきました体力の向上ということです。これは先ほどの食にかかわってもご質問いただいたところですが、やはりただ運動する能力だけではなく、健康に生活する力ということも大事なかなと思います。

そういう中でとりわけ体力、運動の能力にかかわるところでの実態がどうであるかということについて、私ども把握することが大切であるということで、先ほど主幹からも申し上げて答弁いたしました、中学校ではある程度進められています。これは小学校でも進める必要があるという観点到立っています。そういう意味から、各小学校での年間指導計画の基となる手引というものを私どもつくっていますが、その中で新体力テストを位置づけて示したところです。幸い各学校においても、そういうようなテストを取り入れた指導計画を提出していただいていますので、私どもといたしましては、そのやり方についてもこの前校長会議でも説明させていただきました。正しい体力の状況の把握ということで、これらテストの仕方について十分周知に努めて、そして把握をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

そういうことで、やはり私も現場経験からいうと、確かな学力の半面、基礎的な学習の半面、いわゆる体育の時間の好きな子供たちがやはり多いのです。どうしてもそういう部分が削られてということになっていくわけだから、やはり好きな体育の学習、ここのところを体力づくりに向けて生かしていく、こういうあたりも必要ではないかというふうに思います。いわゆるテストとつけばわかるけれども、やはり子供の置かれた現状の実態というものを十分つかんで、そして分析をして事に当たりたいというふうに思います。

◎学校適正配置について

学校適正配置の策定に当たってということで進めております。

過日、私も2校か3校を除いて運動会に行っています。運動会の中では、やはり小樽の現場というのは与えられた条件の中で精いっぱい頑張って、そして実践しているということを肌身で感じてまいりました。今、教育環境整備の問題等もありますけれども、そういう中で、また置かれた現状をよりよい環境にしていくと、こういうことで皆知恵を出してやっているところというふうに思いますけれども、その中で最初の開会のあいさつ、それから子供たちのあいさつ、終わりのあいさつがありますけれども、運動会は子供たちとしては大事な大きな事業なのです。だから、卒業生は思い出に残る運動会にしたいと。新1年生は入学してきてまもないですから、これからの学校生活の中で十分力を発揮していくためのというあいさつが当然あるわけです。そういうようなことがあって、楽しく思い出に残るという、学校行事の中ではそれがやはりメインテーマというふうに思います。今、対象校になっている学校等もそれぞれもう既に運動会は終わっているわけです。そういう観点からしてみると、前任者の教育長はやはり周年行事が大きくかかわっているところには十分配慮していかなければならないと、こういう点を私も受け止めているわけです。

二つ質問します。そういうことで、直近で大きな周年行事を抱えている学校は今どこなのか。それからもう一つは、楽しい思い出に残る行事にしていこうために、もう既に過ぎてしまっている学校の行事も運動会がありますけれども、やはり時間をかけるというか、ある日突然ぱっと行くのではなくて、十分な思い出に残る楽しい学校づくりというふうに意味づけて考えた場合に、思い出に残る学校をつくっていくための節目というか、こういうことを大

事にしていきたいというふうに思っているのです、その受止めはどうでしょうか。

○（教育）山村主幹

周年行事に関してでございます。間近ということで申しますと、平成19年度、堺小学校が100周年となります。

続きまして、学校行事に関してです。学校行事にはそれぞれ教育活動としてのねらいがあるわけです。学校行事と学校適正配置計画をダイレクトに結びつけていくということは、少々異なるものというふうに考えております。

例えば運動会を例に挙げますと、通常の体育の授業とは違う形で運動に親しみ、楽しさを味わえるようにするとともに体力の向上を図ると、そういうねらいを持っているというふうに承知をしています。委員のご指摘の部分に関してですが、この学校行事に関しましては、説明会でも保護者の方々からご意見などもございます。適正配置の計画決定という段階では、これからの学校行事において教育上でのねらいにさらに付加する形で、より濃密な行事を行って組んでいくと、そういうこともあろうかというふうに考えています。

○佐々木（勝）委員

だから、濃密といえば、短い中で物事というのはやはり心の準備というのもあるのでしょうか、こういう面では。だから、短時間の中で圧縮してやるという部分も、もちろんこれからの中ではあるかと思いますが、やはり思い出に残るという学校といいますか、そういうつくりをしている経過がありますから、そういう点もやはり大事にしながら節目をつけていくと、こういうことが必要ではないかというふうに感じるところです。

そういうことで、最終的な言葉の中には、教育部長の言葉をかりれば、一つ一つ丁寧に踏み込んでいって、そして判断していきたいと、こういうふうに言ってるわけですがけれども、これからの作業の中では、言わんとするところは十分わかるけれども、慎重に判断するという点もわかりますけれども、そういうひとつ踏み込んでいくといわゆる観点を解説してください。

○教育部長

私どもこれからの実施計画のまとめみたいなのは、対象校4校の共通したものも当然ありますし、それぞれ個別の課題、問題を持っている。それと置かれた状況というのがそれぞれあると思います。こういったことを、状況をつぶさに精査していく。こういった中で、取り組む機会の中で相当踏み込んだ形で検討していくと、こういうような形で進めていきたいと思っています。

○佐々木（勝）委員

これまでもいろいろな行事の中では慎重に、そして丁寧に扱ってきたというふうに私どもは受け止めているわけです。そういう面で考えてみれば、そういう部分も大事にしながら判断していただきたい。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時35分

再開 午後5時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

○菊地委員

日本共産党を代表して議案第20号に反対、議案第27号に賛成、陳情第48号、第62号については採択の討論をしま

す。

議案第20号小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案ですが、総合体育館の管理運営については既に一部委託されています。このたびの指定管理者に行わせるということで、現状と大きく変わるということではないとは認識しますが、基になります小樽市公の施設の指定管理者に関する条例の中では、公の施設の設置理念の目的そのものが達成できるのかどうか、そのことをしっかりと条例にも盛り込むことが必要なのではないかというふうに考えています。

また、指定管理者の選定に当たっては第三者の意見を十分反映させる、そういう選定会議も必要ではないかと考え、その改善についてこれからも論議を深めていきたいと思います。当面それらの方向が見定められるまで慎重に対応していきたいと考え、本条例には反対の態度をとっていききたいと思います。

また、恐らくは12月の議会に具体的に指定管理者を指定するという条例が出されると思います、それまでに論議を尽くして、その12月の条例案にも機械的に反対するというものではありませんが、本条例には反対の意思を示しておきたいというふうに考えています。

それと、小樽市非核港湾条例案です。既に国連加盟国の8割が核廃絶の方向に向けて動き出しています。これまで何度も提案していますし、多くは語りませんが、ぜひこの戦後60周年に当たっては、小樽市民の平和を望む声に私たちは報いていきたいというふうに思います。これまで我が党の非核港湾条例案の提案に対して賛成の立場をとっていただいた会派の皆さん、今議会で態度を一部変更する向きもありますが、討論の中でそれらのことをしっかりと態度を表していただきたいと思いますし、今後とも市民の声にしっかりと耳を傾け、そしてまた、新たに私たちの提案に賛成していただけるよう希望いたします。

それから、陳情に関してですが、在宅障害者の願いの実現方についてですが、大きく制度を変えてほしいとか、つくってほしいということではありませんので、これらの願いに対して地方自治体ができること、それらについてぜひ検討していただいて、願いを実現させていただきたいと思います。

それから、陳情第41号についても願意妥当と認め、採択を主張して討論といたします。

○委員長

平成会、上野委員。

○上野委員

議案第27号小樽市非核港湾条例案につきまして、討論をいたします。

私たちは日本国民として、また小樽市民として、この条例は避けて通ることができないことと思います。だれしもが戦争のない平和な世界を願っております。この条例案につきましては、いろいろな考えがあると思います。平成会といたしましても、今後とも十二分に調査研究し、市民の考えを精査していきたいと思います。

このようなことを整理した結果、今回の条例案に対し棄権とさせていただきます。

なお、棄権の態度は自席にて行わせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第27号について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、議案第20号、陳情第41号、第62号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定することに、賛成の委員はご起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、議案は可決、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。